

# 第5回 大和川流域水害対策協議会

日時：令和6年1月31日（水）

14:00～15:30

場所：ホテルリガーレ春日野  
飛鳥の間

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 流域水害対策計画の実施に係る取組状況等の共有

- 1) 大和川（国管理区間）における河川事業の整備状況  
（大和川河川事務所） 資料 1
- 2) 大和川流域における雨水貯留浸透施設等の整備状況  
（奈良県） 資料 2
- 3) 奈良県平成緊急内水対策事業の整備状況  
（奈良県） 資料 3

### 3. 流域水害対策計画の実施に係る検討

- 1) 土地利用対策（区域の指定）について  
（奈良県） 資料 4
- 2) 雨水貯留浸透施設整備計画の認定について  
（奈良県） 資料 5

### 4. 閉 会

## 第5回大和川流域水害対策協議会 出席者

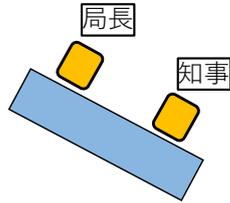
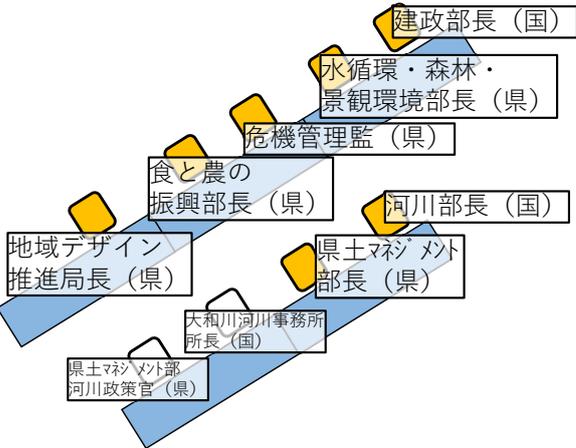
機 関	役 職	氏 名 ※敬称略
奈 良 県	知 事	山下 真
	総務部長	欠席
	危機管理監	松田 浩之
	水循環・森林・景観環境部 次長	(代理)辻岡 好文
	食と農の振興部 次長	(代理)阪口 真治
	県土マネジメント部長	清水 将之
	地域デザイン推進局長	谷垣 孝彦
奈 良 市	建設部長	(代理)田上 智弘
大和高田市	市 長	堀内 大造
大和郡山市	都市建設部長	(代理)東田 完
天 理 市	市 長	並河 健
橿 原 市	都市マネジメント部長	(代理)川田 茂人
桜 井 市	都市建設部長	(代理)森井 俊博
御 所 市	市 長	東川 裕
生 駒 市	建設部長	(代理)米田 尚起
香 芝 市	市 長	福岡 憲宏
葛 城 市	市 長	阿古 和彦
宇 陀 市	市 長	欠席
平 群 町	町 長	西脇 洋貴
三 郷 町	環境整備部長	(代理)安井 規雄
斑 鳩 町	町 長	中西 和夫
安 堵 町	町 長	西本 安博
川 西 町	町 長	小澤 晃広
三 宅 町	町 長	森田 浩司
田 原 本 町	町 長	高江 啓史
高 取 町	町 長	中川 裕介
明 日 香 村	村 長	森川 裕一
上 牧 町	町 長	今中 富夫
王 寺 町	町 長	平井 康之
広 陵 町	町 長	山村 吉由
河 合 町	町 長	森川 喜之
大 淀 町	建設環境部長	(代理)福西 正起
近畿地方整備局	局 長	見坂 茂範
	建政部長	中橋 宗一郎
	河川部長	常山 修治
近畿農政局	地方参事官	(代理)森田 明宏
近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所	所長	中井 昌之
近畿地方環境事務所	所長	関根 達郎
近畿財務局 奈良財務事務所	所長	前田 泰之
奈良地方气象台	台長	森永 裕幸
奈良県防災士会	理事長	末田 政一

# 第5回 大和川流域水害対策協議会 配席図

令和6年1月31日 ホテルリガール春日野（飛鳥の間）

スクリーン

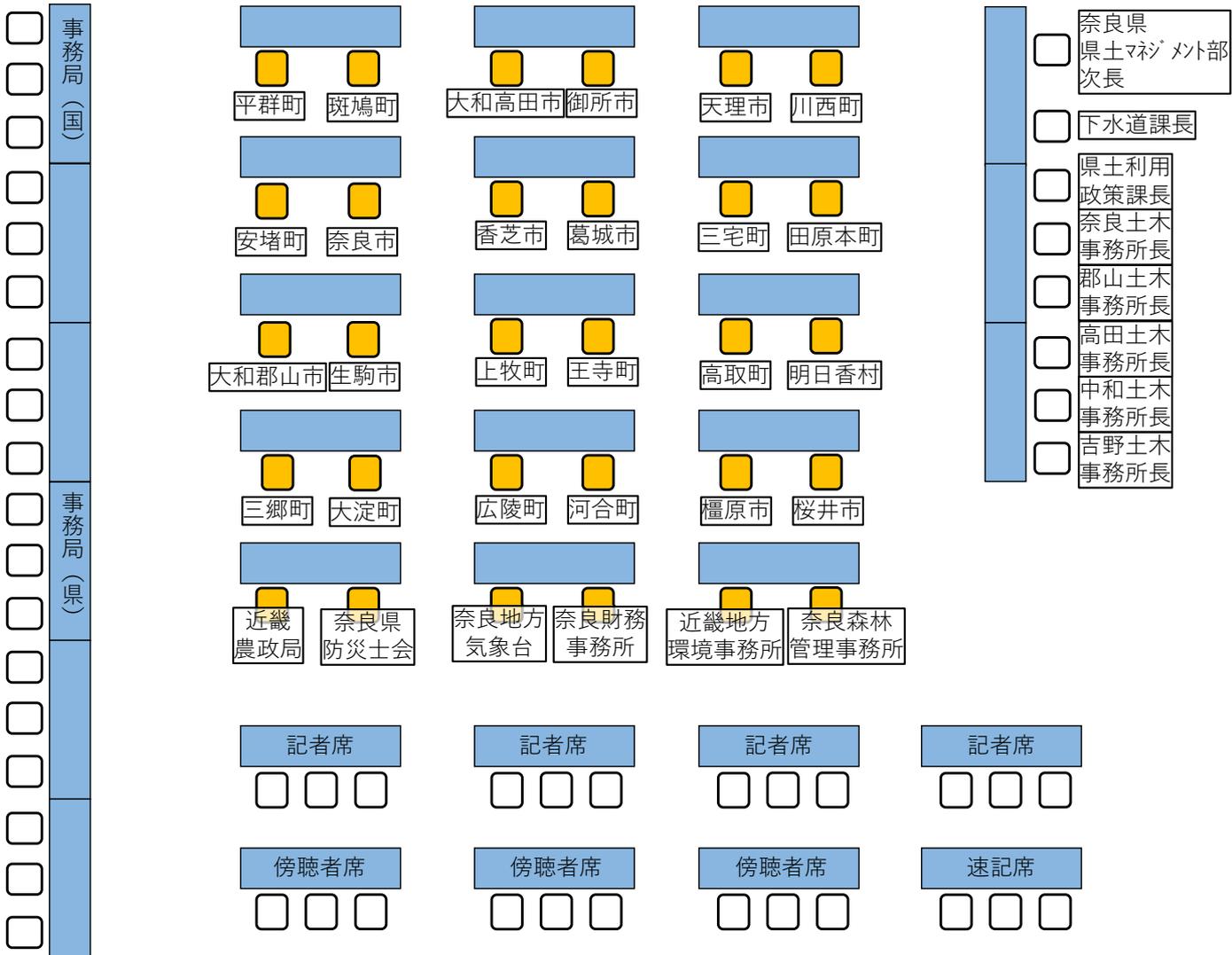
凡例  
 委員



出入口

出入口

出入口



- 奈良県 県土マシメト部 次長
- 下水道課長
- 県土利用 政策課長
- 奈良土木 事務所長
- 郡山土木 事務所長
- 高田土木 事務所長
- 中和土木 事務所長
- 吉野土木 事務所長

記者席

記者席

記者席

記者席

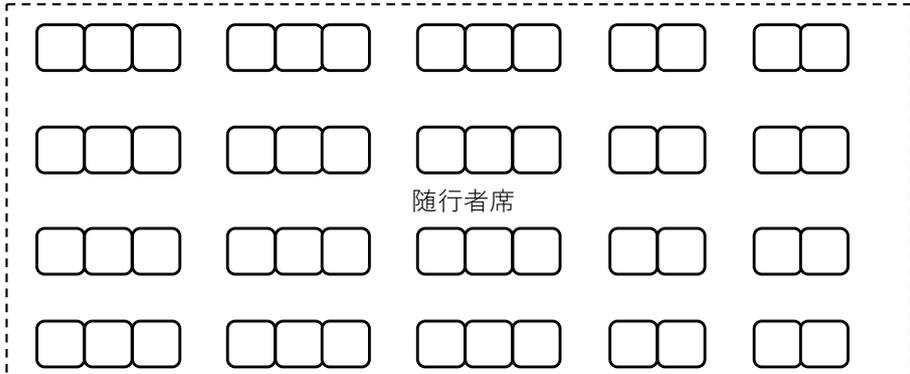
傍聴者席

傍聴者席

傍聴者席

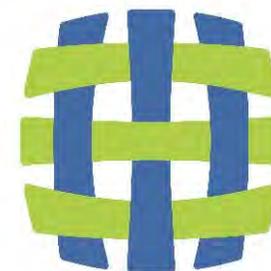
傍聴者席

速記席



# 大和川(国管理区間)における河川事業 の整備状況

令和6年1月31日  
大和川河川事務所



すみずみで守る、  
を主流に。

どこよりもつよい流域治水をともに

※資料中の事業内容やデータについては現時点のものであるため今後変更になる場合がございます。

(計画策定者) 近畿地方整備局長、奈良県知事、大和川特定都市河川流域25市町村長  
 (計画の目標) ・流域全体では、昭和57年8月降雨に対し、大和川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害の解消、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においても住民の安全確保  
 ・重点地区では、概ね100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対し、内水による浸水被害を解消  
 ・想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む  
 (計画の期間) 概ね20年

特定都市河川流域図



## ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

<河川区域における対策>

### ○河川整備

河道改修や遊水地等の整備



### ○既存ダムの洪水調節機能強化

既存ダム(初瀬ダム、天理ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダム)における事前放流の実施

<集水域における対策>

### ○下水道整備

- 雨水管渠整備、既設ポンプ施設の維持・更新
- 内水ポンプ施設の運転操作ルール策定



### ○流域対策

- 既存ため池の放流口の改修や事前放流によりため池の水位を下げ雨水を一時的に貯留させる等、ため池の治水利用を推進
- 水田の排水口に調整板を設置し、排水量を調整する水田貯留を推進
- 浸水常襲地区等の課題である内水浸水被害の解消に向け、『奈良県平成緊急内水対策事業』による雨水貯留施設等の整備を推進
- 民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備も見込んだ今後5年間の目標対策量を新たに上乗せし、対策を一層推進



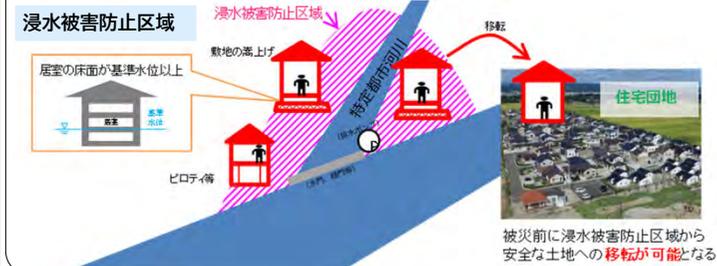
## ② 被害対象を減少させるための対策

### ○貯留機能保全区域の指定

- 都市浸水想定区域や条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
- 先行して大和郡山市や川西町、田原本町などで区域の指定を検討

### ○浸水被害防止区域の指定

- 都市浸水想定区域及び水害リスクマップ、『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
- 先行して川西町、田原本町などで区域の指定を検討



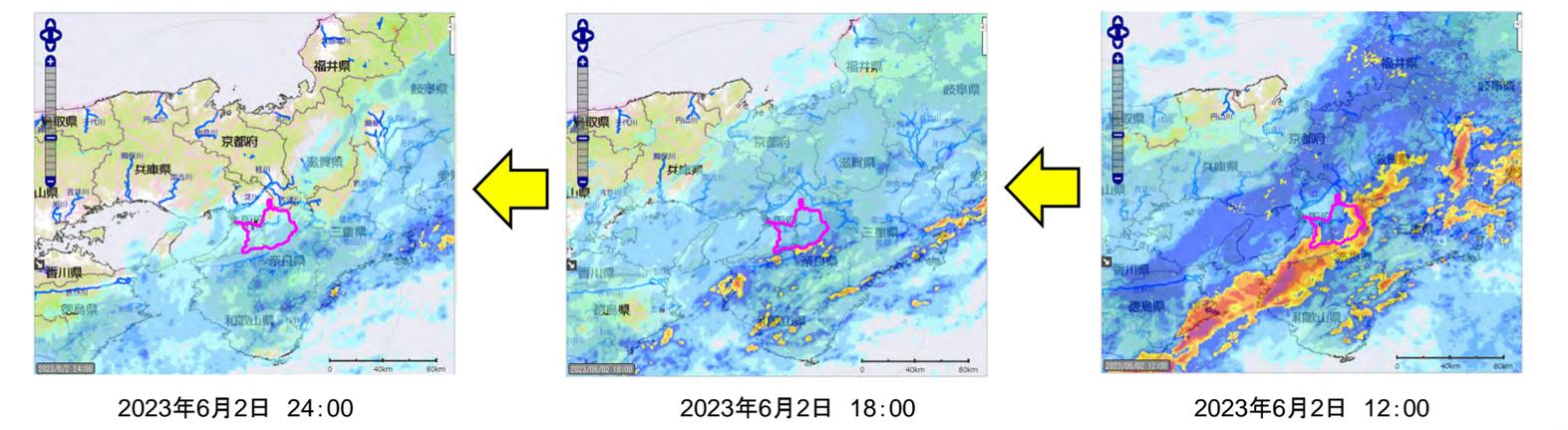
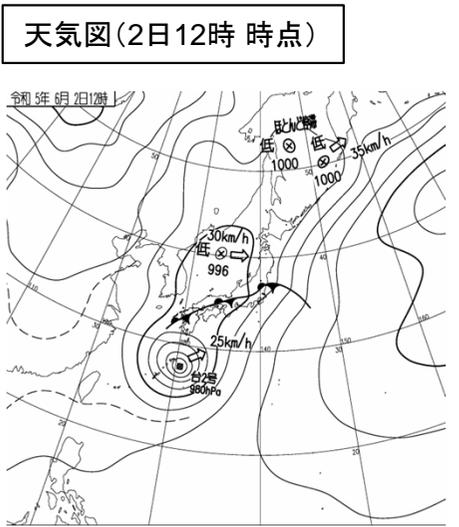
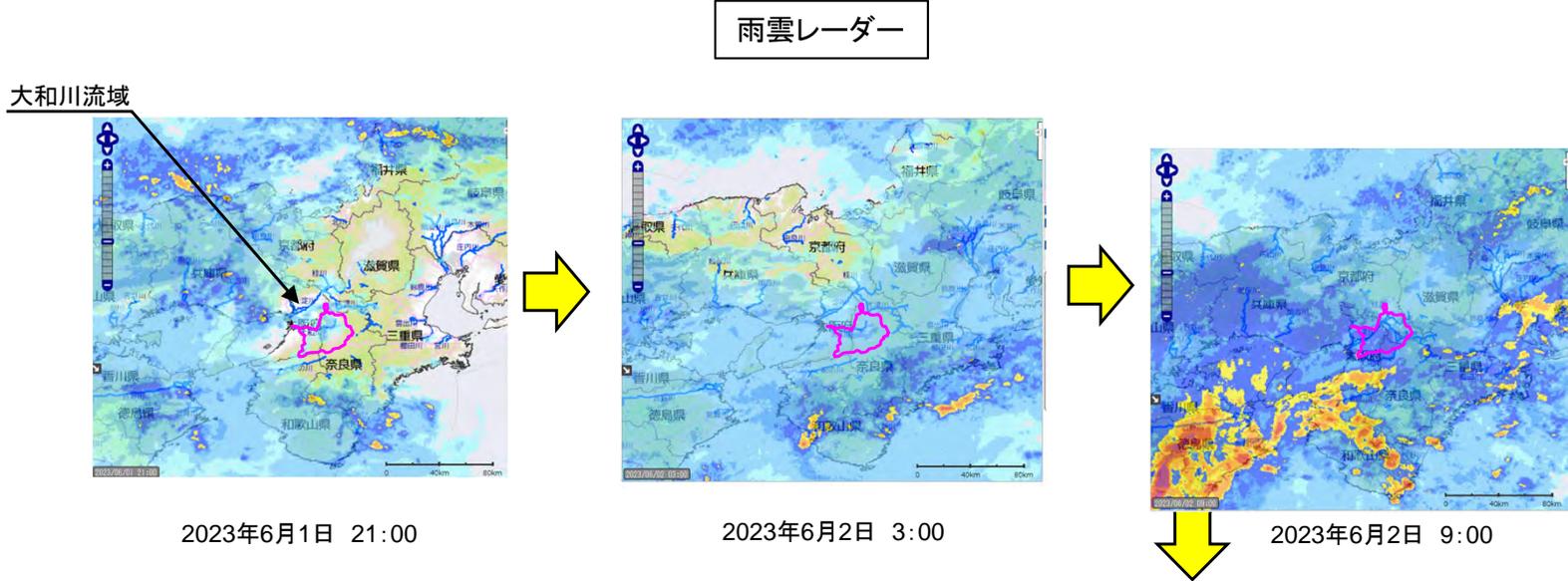
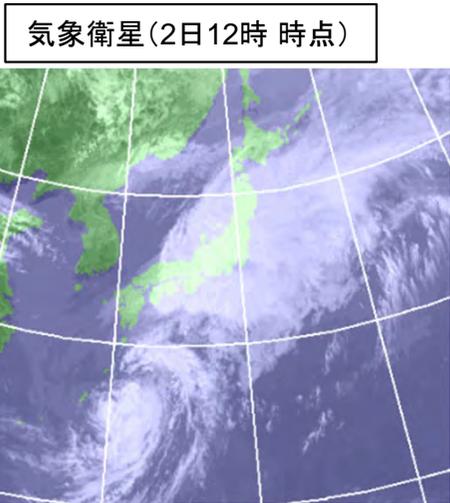
## ③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- 減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有
- 洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
- 小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の徹底



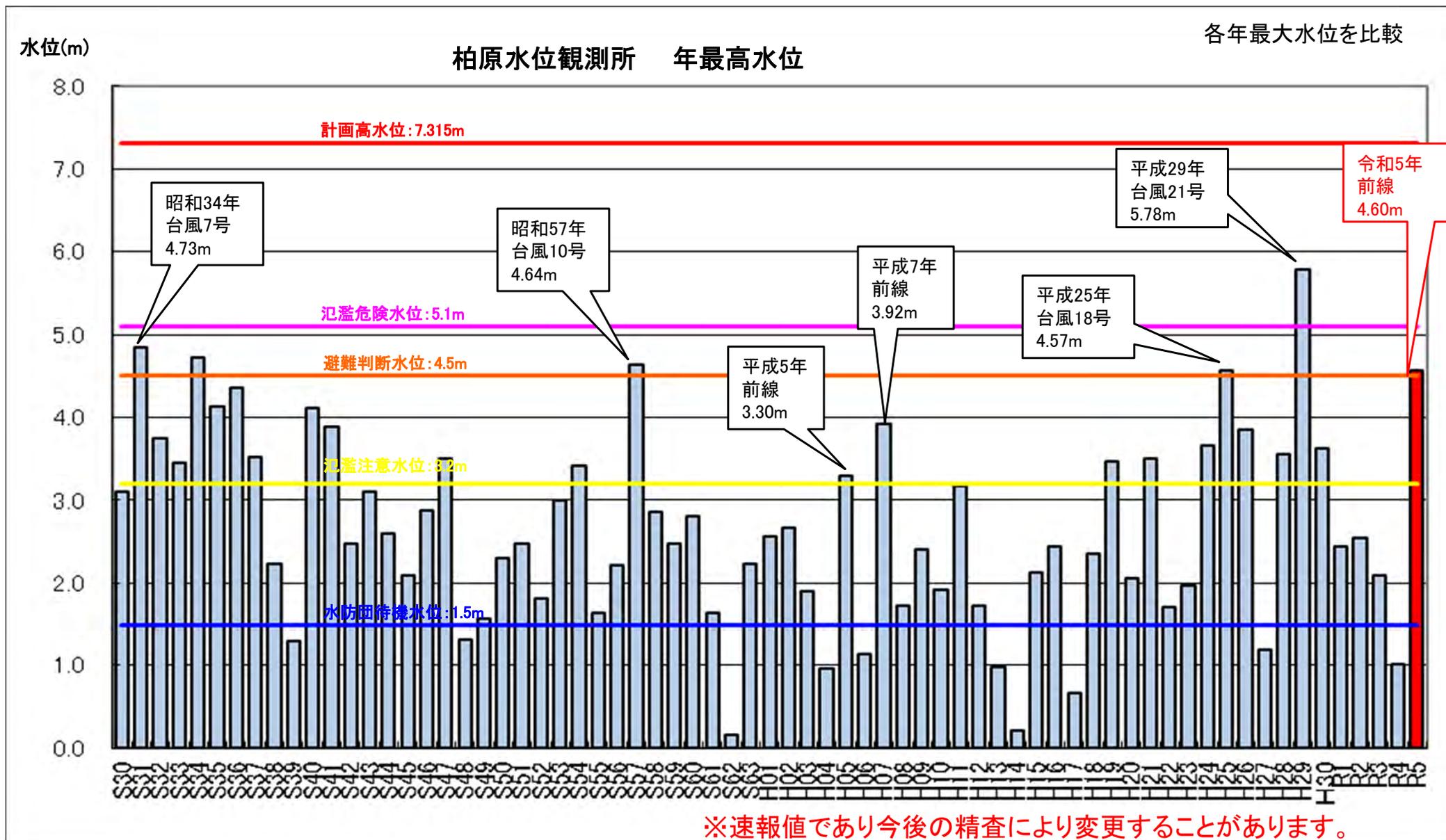
【基本的な考え方】 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえる

- 6月1日の夜頃から、台風2号から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり大和川流域においても、線状降水帯が発生した。
- 大和川流域では、最大1時間降水量は20mm～37mmの激しい雨が降り、柏原上流流域平均累加雨量で189.0mmに達した。



※速報値であり今後の精査により変更することがあります。

○柏原水位観測所では、避難判断水位（4.50m）を上回る4.60mの水位を記録  
 (流域平均降雨量：最大1時間降水量約17.8mm/h 6/2 11:00)

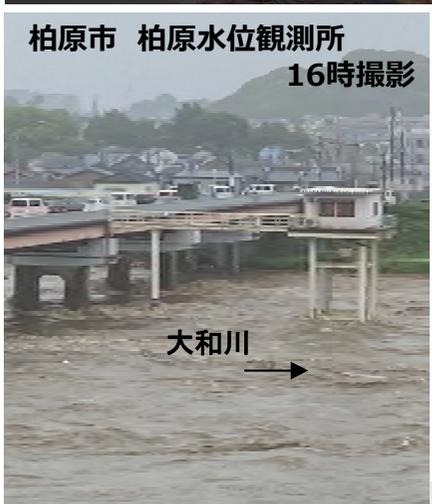


## ○大和川下流 (大阪府側)

堺市 遠里小野15時撮影



柏原市 柏原水位観測所  
16時撮影



柏原市 国分市場15時撮影



## ○大和川上流 (奈良県側)

三郷町 15時撮影



安堵町 遊水地工事箇所  
15時30分撮影



※速報値であり今後の精査により変更することがあります。

- 大和川では藤井上流で計画高水位を超過し、前線にわたり避難判断水位を超過
- 三郷町では大和川水位が堤防整備中の区間で溢水し、JR大和路線軌道敷が浸水

大和川25.4k大正橋



大和川26.2k三郷駅上流



大和川26.2k三郷駅上流



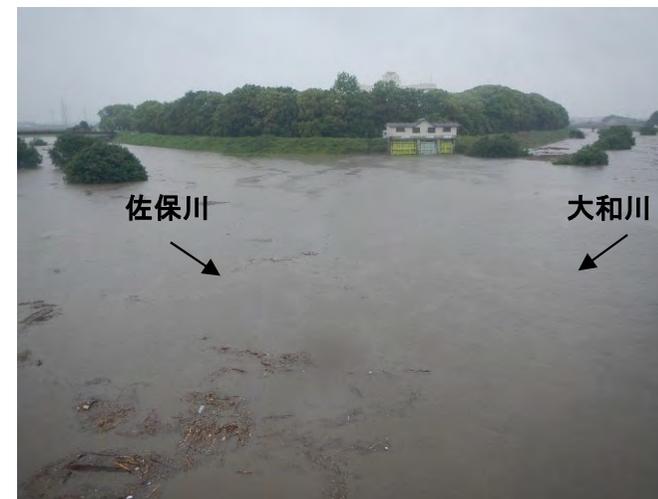
大和川29.2k昭和橋



大和川30.8k JR第一大和川橋梁



大和川36.0k 佐保川合流点

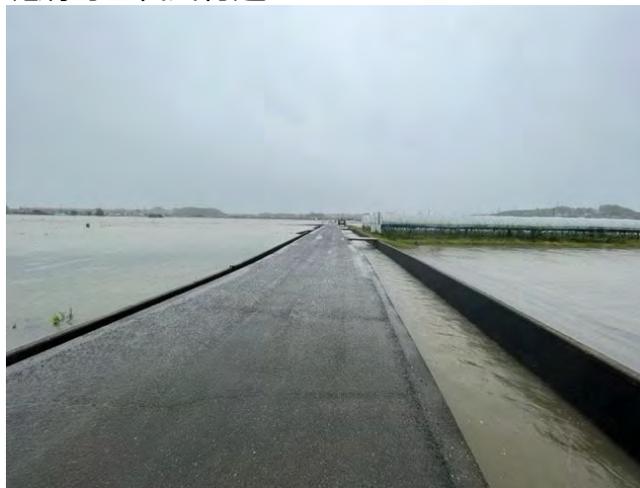


- 大和川では水位上昇に伴い、内水への逆流を防止するため樋門を閉鎖
- 内水域では浸水被害が発生

斑鳩町三代川付近



斑鳩町三代川付近



川西町吐田付近



安堵町窪田付近



安堵町窪田付近



川西町吐田付近



・大和川水系河川整備計画（国管理区間）に基づき、大和川（奈良県域）及び佐保川にて、河川改修、遊水地整備等を引き続き推進。

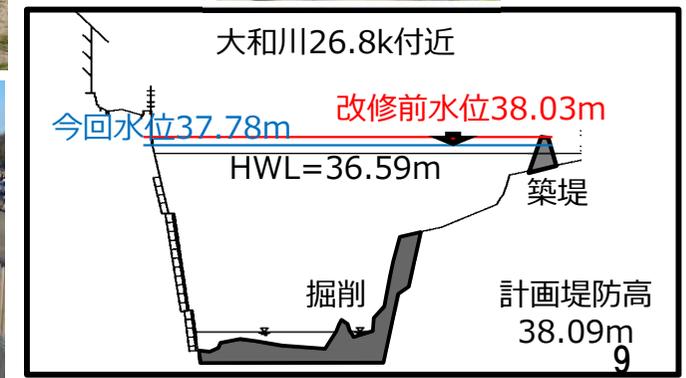
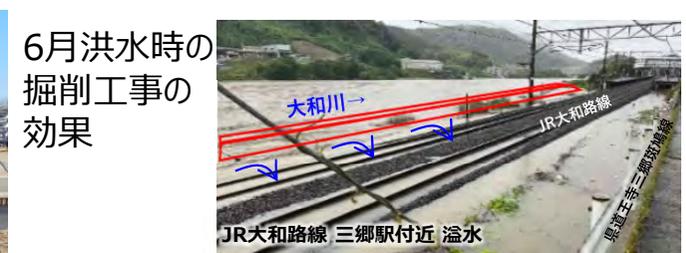
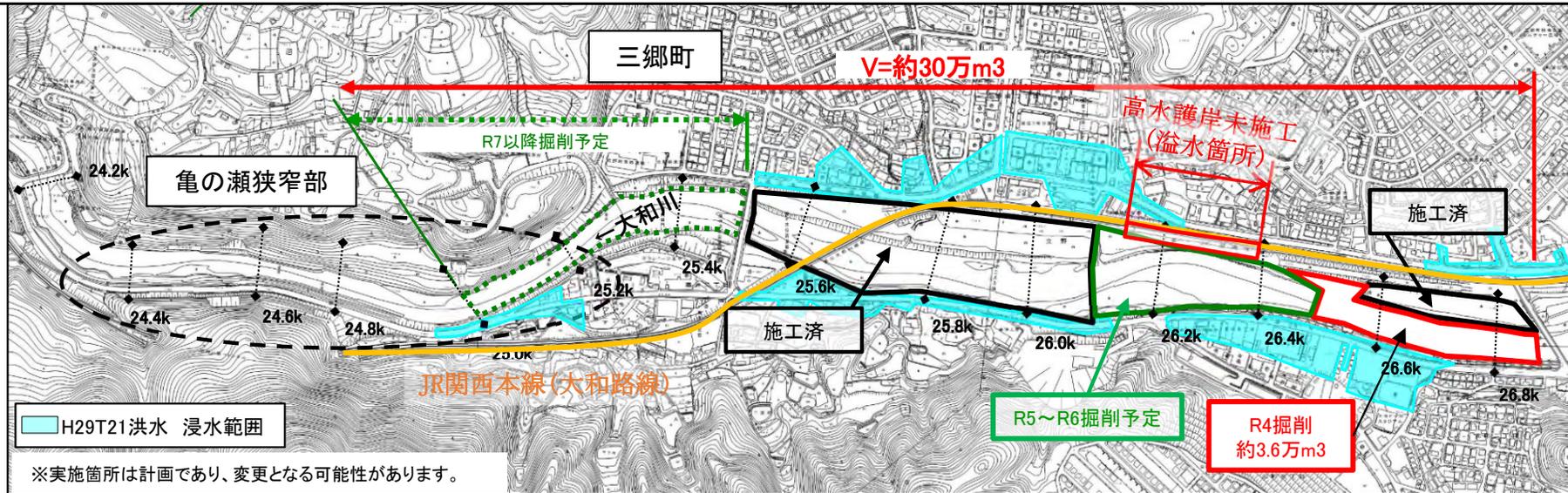
河川	区間	整備概要	進捗
大和川	藤井地区	掘削	実施中
	藤井地区（左岸）	築堤	未
	三郷地区（右岸）	築堤	実施中
	王寺地区	掘削	未
	保田地区、窪田地区 三代川地区、目安地区、唐院地区	遊水地整備	実施中
佐保川	長安寺～西九条地区	掘削	未
	長安寺井堰	堰改築	完了
	番条、番条北地区	築堤、合流点処理	未
	城井井堰	堰改築	未
	番条北井堰	堰改築	未
	稗田地区、下三橋地区	引堤	未
	大川井堰	堰改築	未

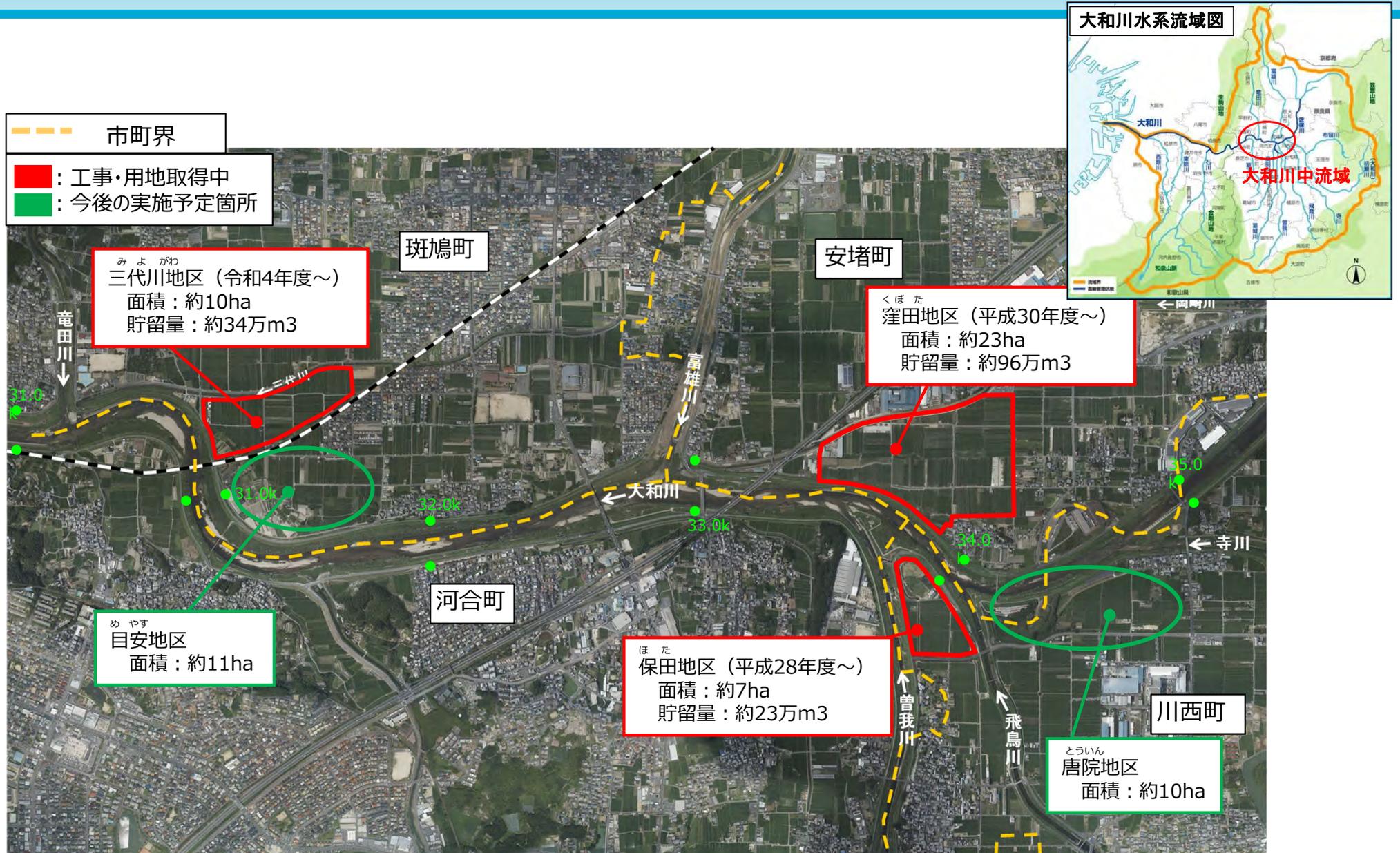
■ : 工事・用地取得中  
■ : 今後の実施箇所  
↕ : 国管理区間



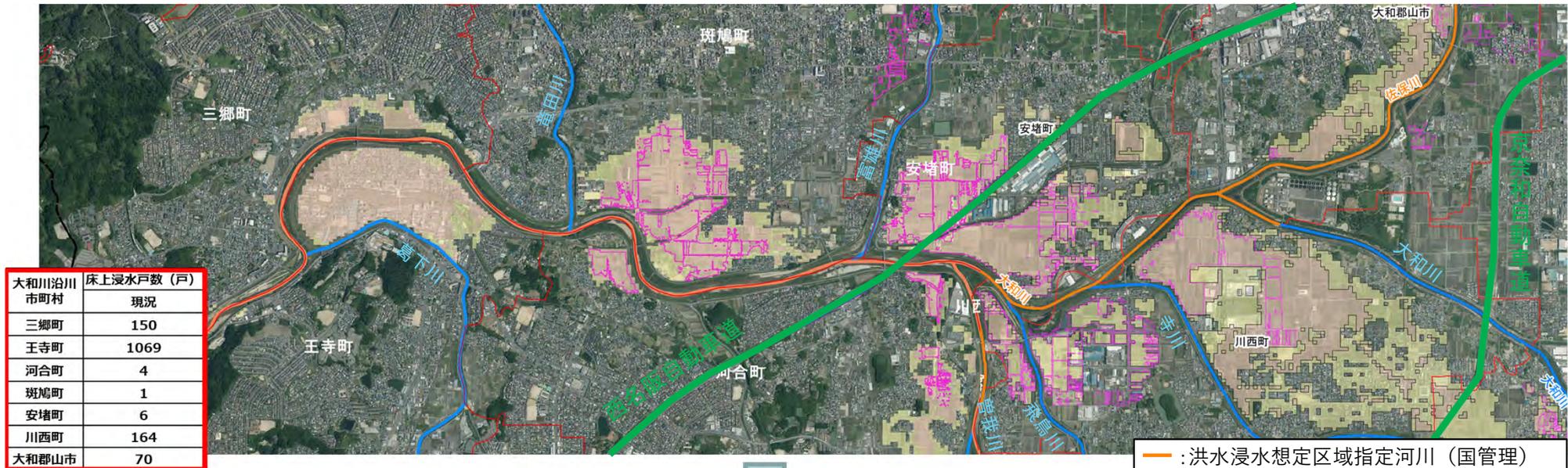
# 立野・藤井地区 整備状況

- 大和川水系では、藤井地区～王寺地区の流下能力向上のため平成30年度から河道掘削工事等（約30万 $m^3$ ）を実施中。
- 令和5年6月梅雨前線による大雨では、平成30年以降、3か年緊急対策等を活用して実施した河道掘削（14万 $m^3$ ）により、大和川中流の藤井地点周辺(河口から27.0km地点)において、約0.3mの水位低下効果が発現。
- 今後継続して掘削及び堤防が整備されることで、JRの浸水被害を解消し、鉄道運休を回避できる見込み。

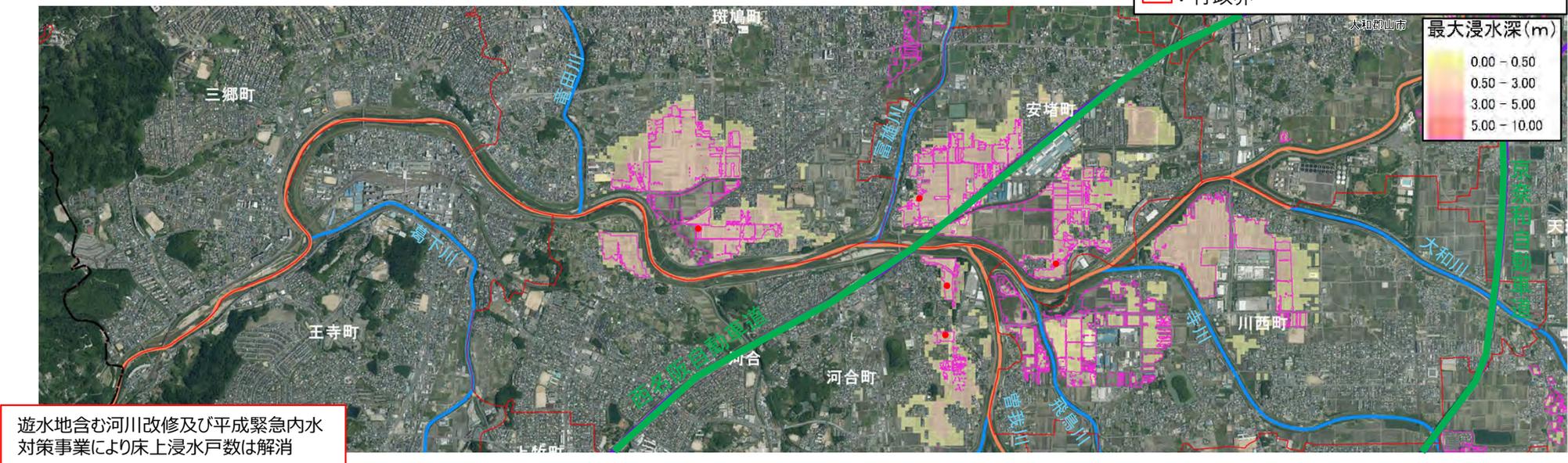




## 整備前の都市浸水想定（大和川沿川）

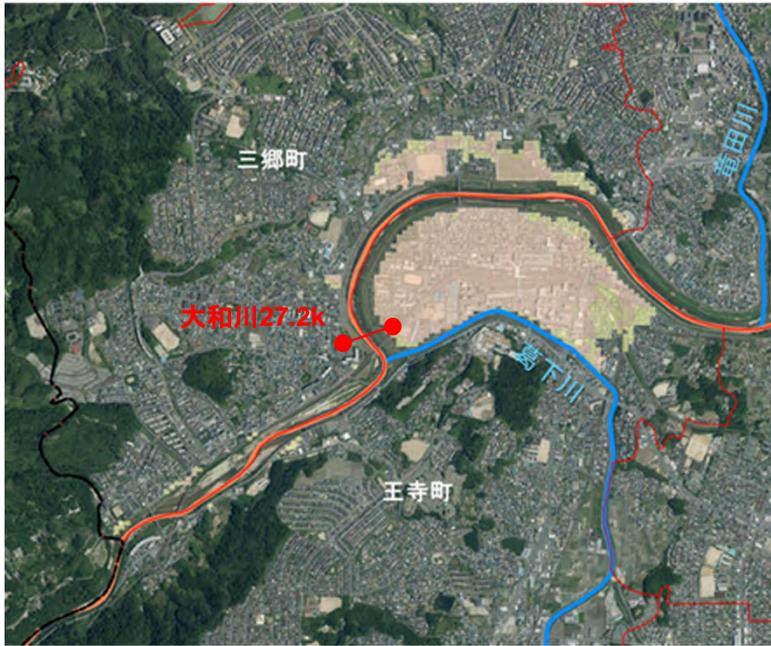


## ハード整備実施後の都市浸水想定（大和川沿川）



遊水地含む河川改修及び平成緊急内水対策事業により床上浸水戸数は解消

## 整備前の都市浸水想定 (大和川下流区間)



整備前は、昭和57年洪水同様に市街地が浸水

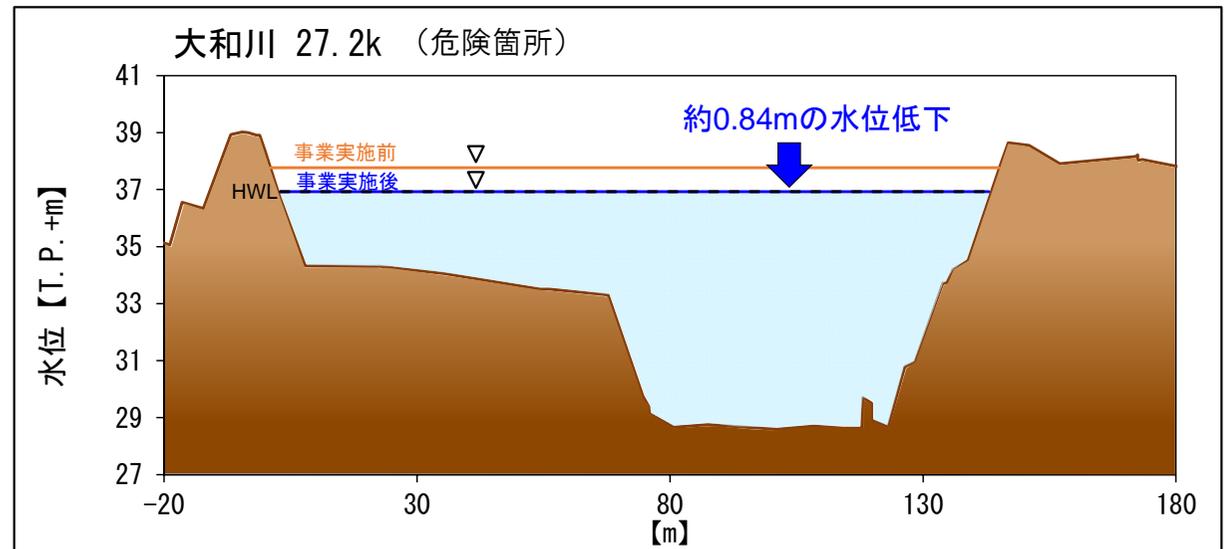
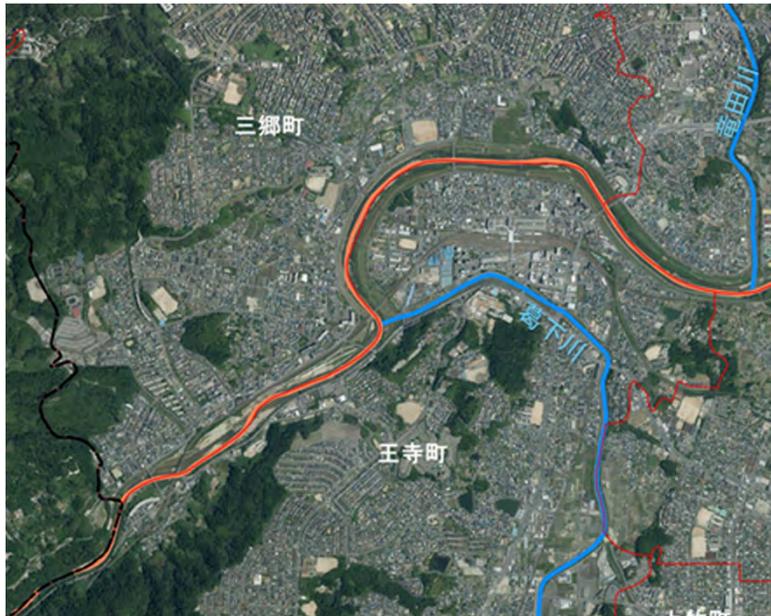


整備後は、市街地の浸水を解消

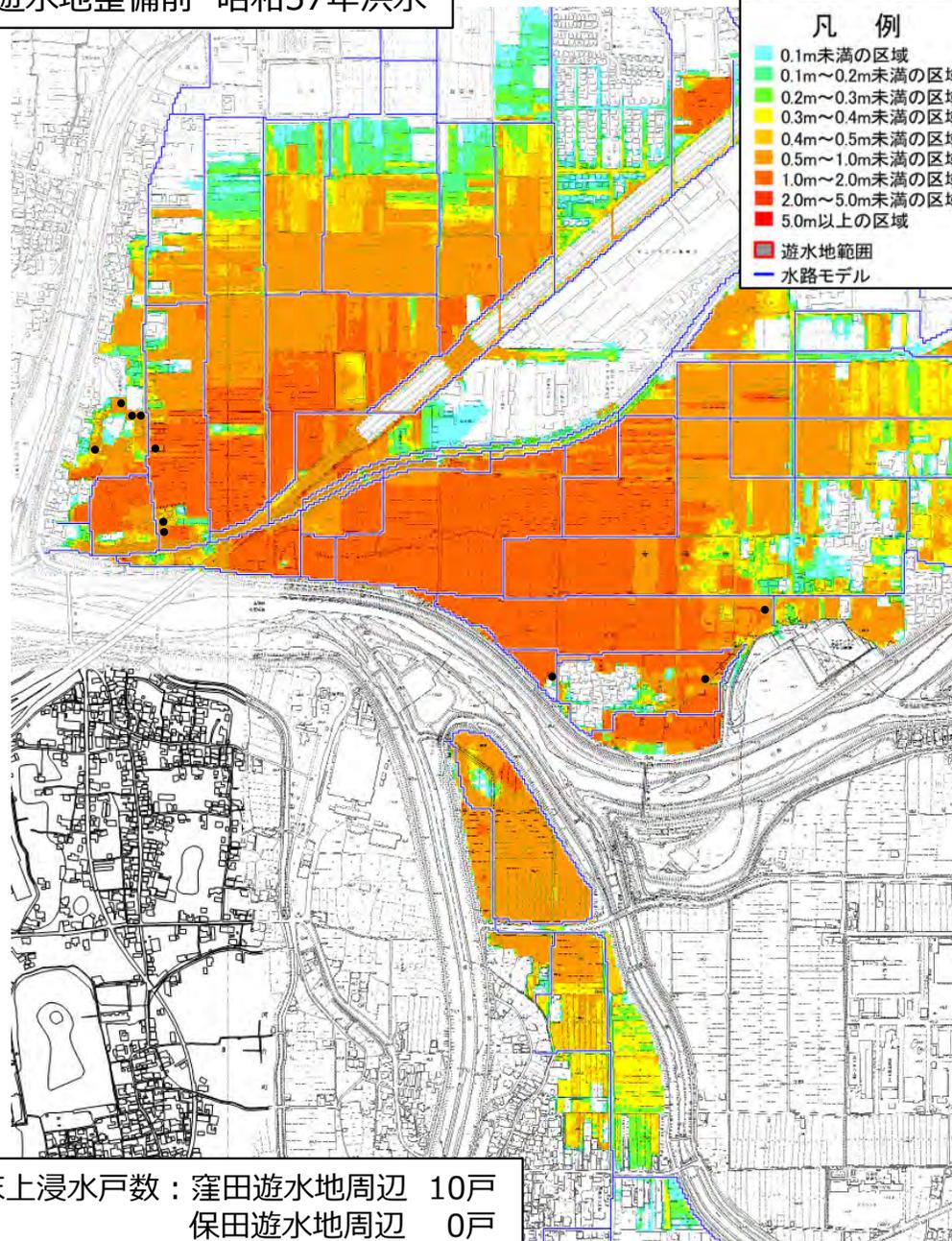


- ・現状では、大和川本川でHWLを超過し堤防が決壊した場合、王寺駅を含む市街化区域が浸水し、1000戸を超える浸水被害が発生するが、現在進めている立野・藤井地区の河道掘削及び大和川遊水地整備により、大和川の水位が約0.8m低下することで、計画高水位を下回るため、堤防の決壊を回避し、王寺駅周辺の浸水被害を解消します。

## ハード整備実施後の都市浸水想定 (大和川下流区間)

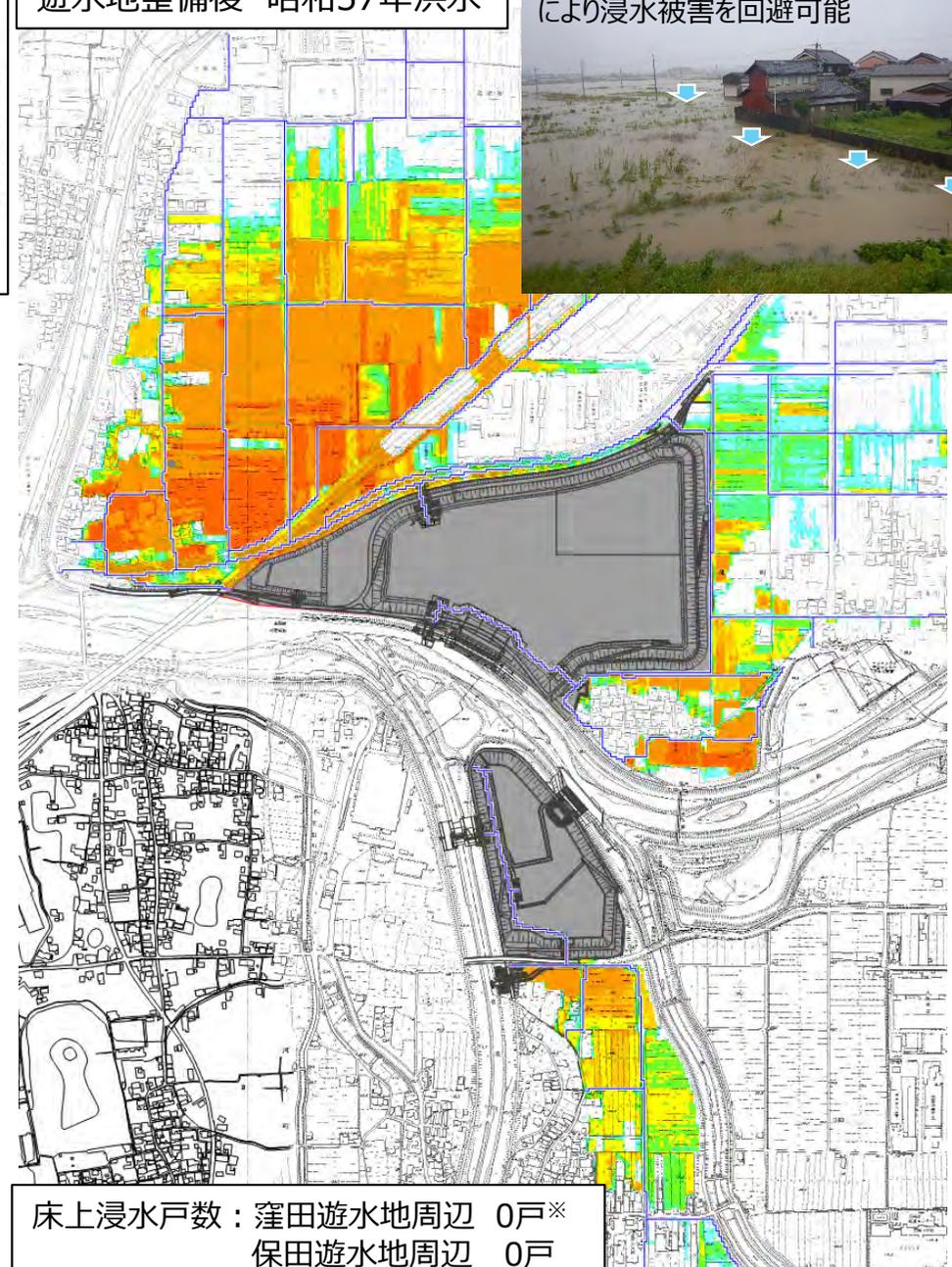


遊水地整備前 昭和57年洪水



床上浸水戸数：窪田遊水地周辺 10戸  
保田遊水地周辺 0戸

遊水地整備後 昭和57年洪水



床上浸水戸数：窪田遊水地周辺 0戸※  
保田遊水地周辺 0戸



※窪田地区1件は別途対策必要

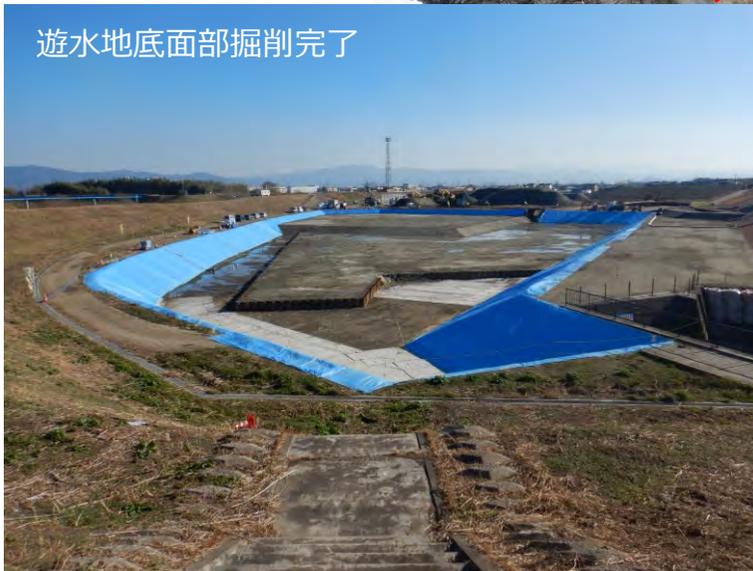
【整備状況(R6.1月末時点)】

- ・周囲堤 : [680m完成、60m工事中] / 全長740m
- ・囲ぎょう堤 : 全長300m (完成)
- ・越流堤 : 全長100m (未施工)
- ・樋門 : [2基完成、1基工事中] / 3基
- ・保田川水路工 : 0m / 全長1,150m
- ・遊水地内掘削 : 約48,000m<sup>3</sup> / 54,000m<sup>3</sup>
- ・コンクリート張工 : 0m<sup>2</sup> / 約35,000m<sup>2</sup>

完成予想図



遊水地底面部掘削完了





## 【整備状況(R6.1月末時点)】

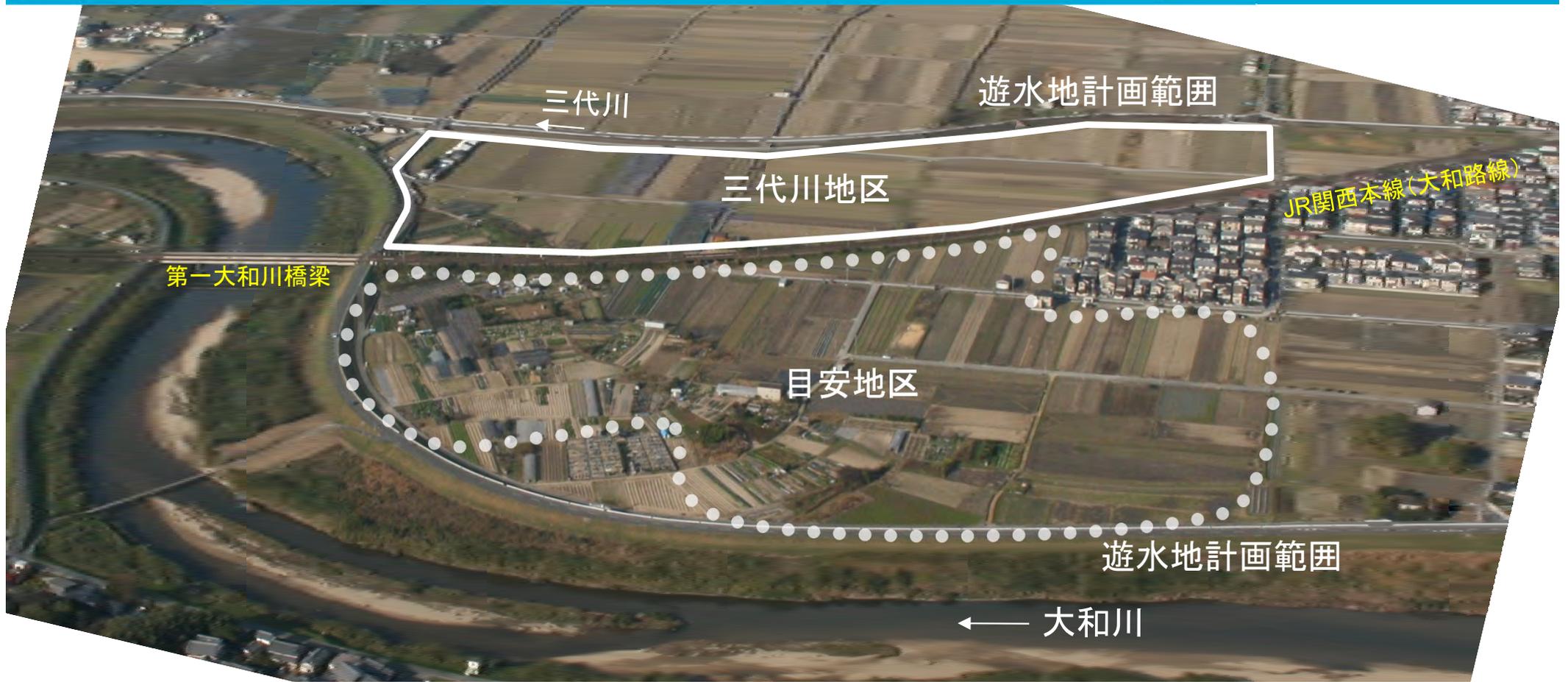
- ・周囲堤 : 約50m完成 / 全長1,400m
- ・囲ぎよう堤 : 全長180m (未施工)
- ・越流堤 : 全長80m (未施工)
- ・樋門 : [1基 工事中、3基 (未施工)] / 4基
- ・水路工 : [320m工事中、780m(未施工)] / 全長1,100m
- ・遊水地内掘削 : 約60,000m<sup>3</sup> / 310,000m<sup>3</sup>
- ・コンクリート張工 : 約120,000m<sup>2</sup> (未施工)
- ・河川防災ステーション : 未施工

遊水地西側



遊水地東側





## 三代川遊水地

【用地状況(R5.12月末時点)】

- ・令和4年度：用地先行取得開始
- ・令和5年度：用地取得完了見込み（地権者数：69名中 69名契約済み）

【遊水地諸元】

- ・面積：約10ha
- ・遊水地容量：約34万m<sup>3</sup>

## 目安遊水地

【用地状況(R5.12月末時点)】

- ・令和5年度：地元調整中

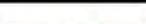
【遊水地諸元】

- ・面積：約11ha

- 既存ダム（狭山池ダム、天理ダム、初瀬ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダム、滝畑ダム）を洪水調節に最大限活用するため、事前放流により容量を確保し、ダム下流の浸水被害軽減に努める。
- 令和3年5月10日に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が公布され、既存ダムの事前放流をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図るため利水ダム等の関係者が参画する「ダム洪水調節機能協議会」を令和5年6月に開催。



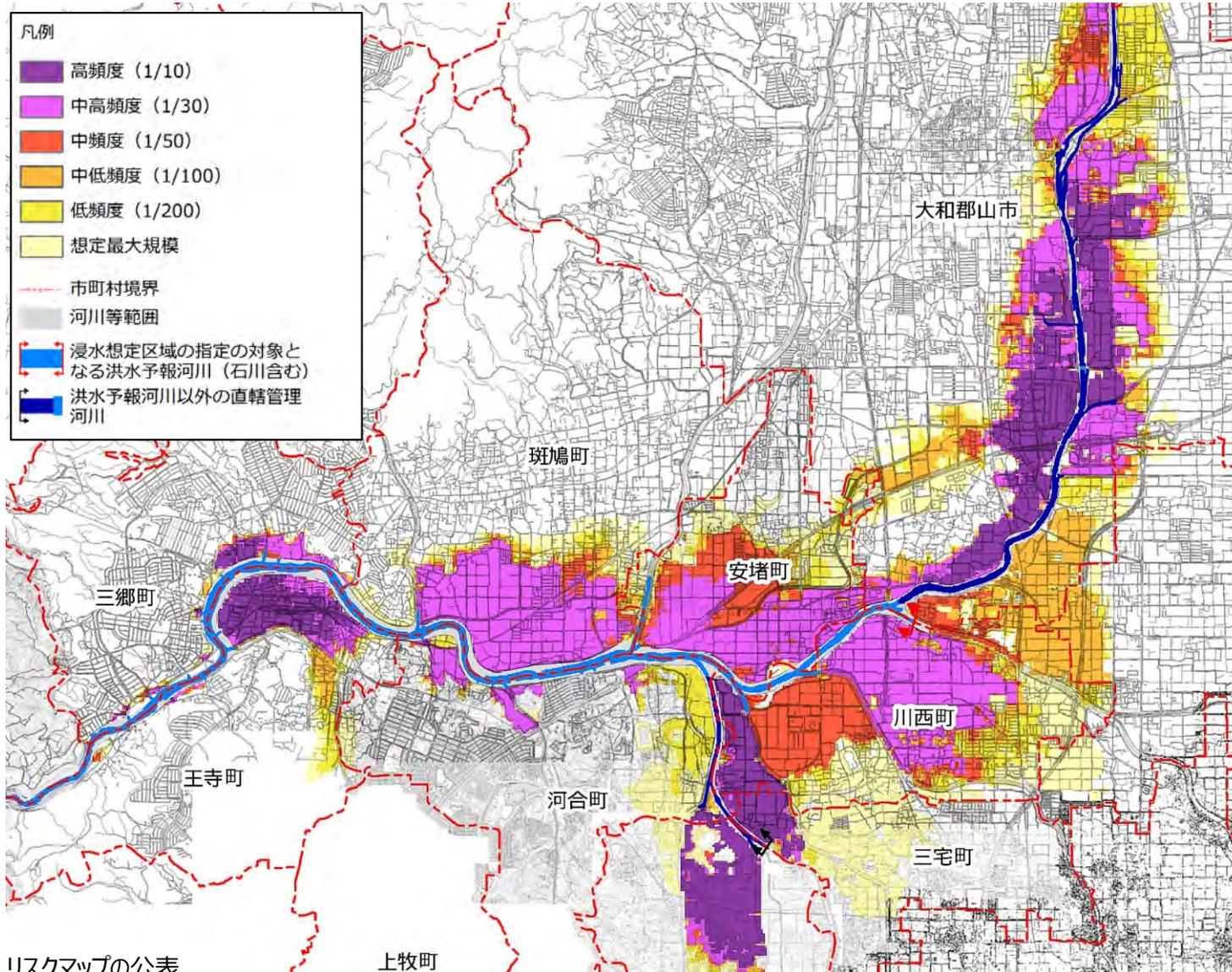
- 基準地点
- 主要地点

凡例	
	国土交通省所管(道府県管理)ダム[目的]
	利水ダム[目的、管理者]
	県境
	市町村境
	流域界
	大臣管理区間

F:治水 N:流水の正常な機能の維持 A:農業用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電

## ○リスクコミュニケーションの充実

- ・災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進することとしており、大和川河川事務所では、リスクマップの公表、減災対策協議会における関係機関との情報共有、マイタイムライン作成支援などを推進。



リスクマップの公表



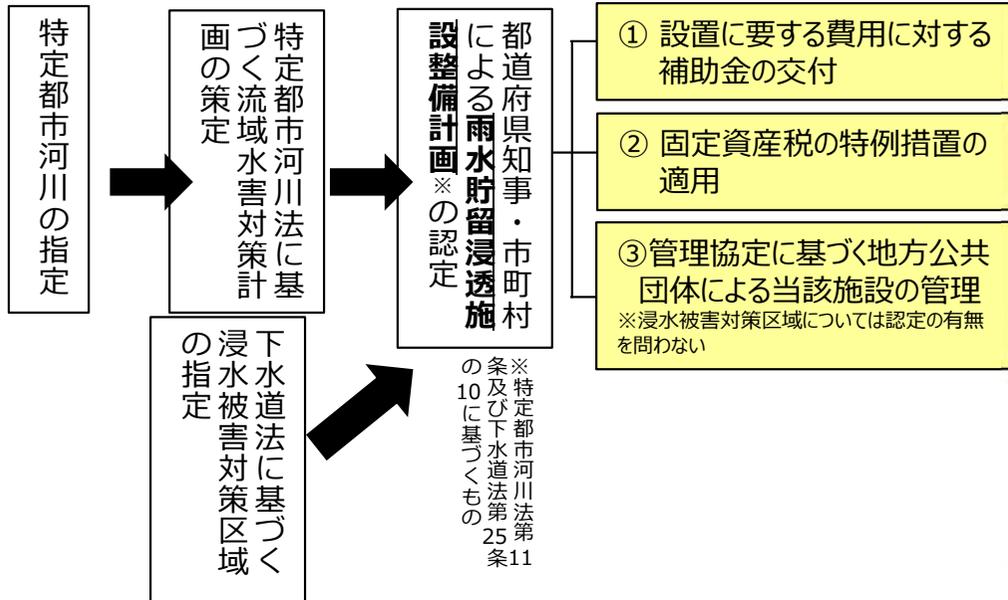
奈良県域減災対策協議会の開催



王寺町久度地区における自治会長への  
マイタイムライン作成会 18

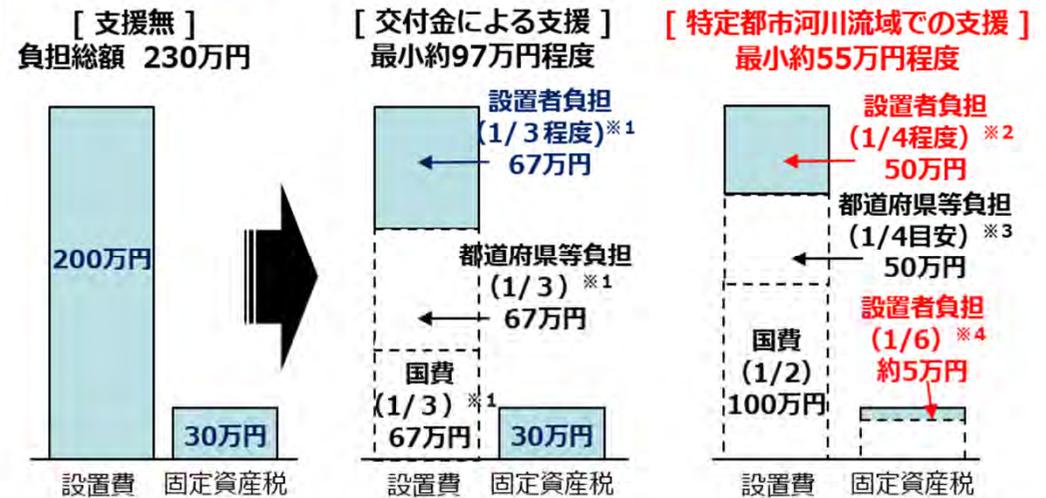
- 民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。
- 計画の認定を受けた民間事業者等は、雨水貯留浸透施設を整備する場合、予算・税制等の支援を受けることができます。

## 雨水貯留浸透施設整備計画の認定の手順 認定の主な効果

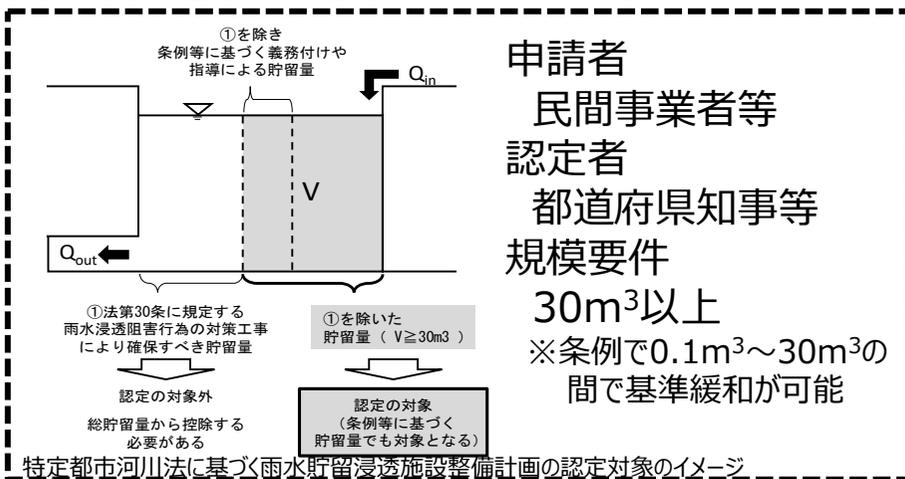


<交付金による支援> (R3.4~)  
 予算: 国の補助率: 1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

<特定都市河川流域での支援> (R3.11~)  
 予算: 国の補助率: 1/2  
 税制: 固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合※に軽減  
 ※1/3を参酌して、1/6~1/2の範囲



## 雨水貯留浸透施設整備計画の認定について

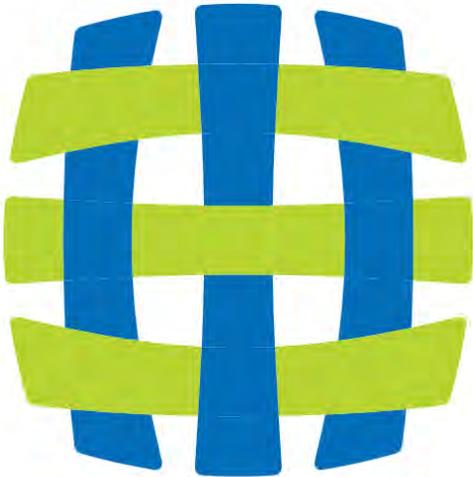


注) 試算上の金額は全て仮の金額です  
 また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

- ※1 国の補助金を最大限活用した場合（地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合）としています
- ※2 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、設置者負担は1/4程度となります（一級河川指定区間外に設置される場合の国の補助における都道府県等の負担に関する規定はありません）
- ※3 ※2における都道府県等の負担額の5割について特別交付税措置を講じることとしています
- ※4 市町村条例において1/6の課税標準とした場合（参酌標準：1/3）としています

- 大和川流域の住民の方々に自分毎として流域治水を知ってもらう啓発活動を推進。
- 流域治水のロゴマーク作成、毎月発行の大和川Letter、大型商業施設でのイベント開催などを行い、流域治水を啓発。

## 大和川流域治水ロゴマーク作成



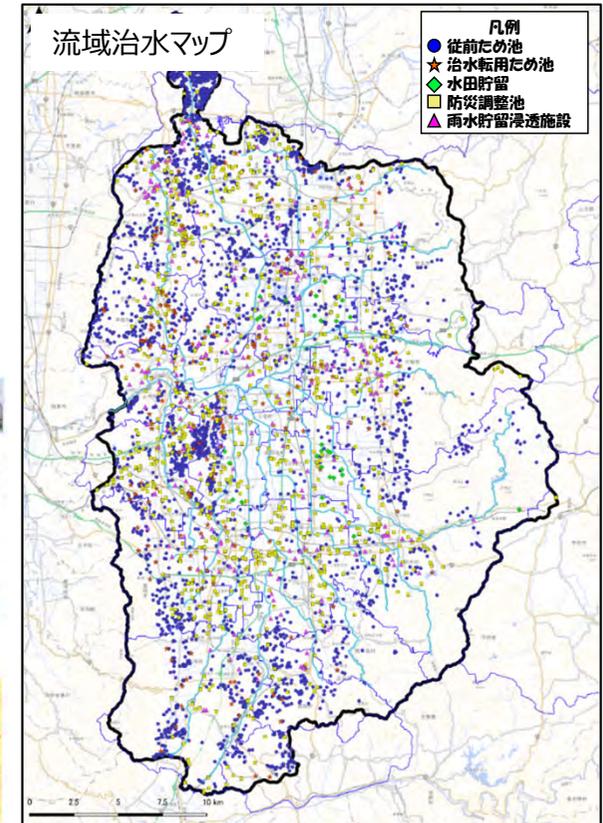
すみずみで守る、  
を主流に。

どこよりもつよい流域治水をとともに

- ・「川」の字を水を想起させる青色で表現し、安心・安全を想起させる緑色で示される「行政」「企業」「住民」の3つの主体による取り組みが川の字を網の目のように抑え、紡ぐことで、広い地域を強く守っていく力になっていく拡張性も表現。
- ・流域治水では、行政主導のハード整備だけでなく、民間企業や住民一人ひとりの取り組みが複合的に行われることで、網の目的にきめ細かく守っていくことを「すみずみで守る」と表現。

## 流域Letterの配布や治水施設マップの作成

- ・流域治水を広く知ってもらうため、毎月大和川流域Letterを発行。事務所での配布だけでなく、ホームページでも公表。
- ・大和川流域の治水ため池や雨水貯留浸透施設など各種貯めものの位置図を作成。



## 2月17日 イオンモール大和郡山にて流域治水イベントを開催

- ・流域住民の方に広く流域治水を知ってもらうためのイベントを開催。
- ・流域治水の取り組みを動画や模型を用い、「見る」「知る」「感じる」観点で広く理解いただく取り組み。
- ・理解するだけでなく、ハザードマップの配布やマイタイムライン作成など、住民の方も自らの確に避難できるようにイベント内で勉強会も開催。

**参加無料**

**2024年 2月17日(土) みんなで見る・感じる・知る・作ろう 大和川の流域治水**

**場所** イオンモール大和郡山 1F北小路コート **時間** 10:00~18:00

**見る** 流域治水動画で学ぼう!

**感じる** 流域治水模型で体験!

**知る** 近くの大和川を知ろう! 大和川流域番地

**作る** マイタイムライン(避難計画)をつくらう!

その他遊べるブースもあります!

**主催** 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所  
**後援** 奈良県、大和川流域水害対策協議会(奈良県下25市町村)  
国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所 流域治水課  
 〒542-0009 大和郡郡山本町2丁目10番地 TEL: 072-971-1381



# 大和川流域における 雨水貯留浸透施設等の整備状況

令和6年1月31日  
奈良県

# 大和川特定都市河川流域における目標対策量

- ◆ 昭和57年の大和川大水害を契機に、大和川流域を洪水被害から守るため、県と市町村で流出抑制に取り組むことに合意し、昭和60年7月に「流域整備計画(p.2参照)」を策定
- ◆ 令和3年12月に特定都市河川の指定を受け、令和4年5月に「大和川流域水害対策計画」を策定し、目標対策量を雨水貯留浸透施設で68.29万m<sup>3</sup>、水田貯留を含むため池の治水利用で183.2万m<sup>3</sup>とした。



大和川流域水害対策計画における対策量	雨水貯留浸透施設	ため池治水利用(水田貯留含む)
①大和川流域総合治水対策の「流域整備計画」で定められた対策量	a) 11.9 万m <sup>3</sup>	e) 170 万m <sup>3</sup>
②「奈良県平成緊急内水対策事業」で定められた対策量	b) 52.39万m <sup>3</sup>	f) 9.2万m <sup>3</sup>
③計画期間中の更なる流域対策を積極的に進める今後5年間の対策予定量(民間事業者による対策含む)	c) 4.0 万m <sup>3</sup>	g) 4.0万m <sup>3</sup>
合計	d) 68.29万m <sup>3</sup>	h) 183.2万m <sup>3</sup>

大和川流域水害対策計画における  
雨水貯留浸透施設の整備及びため池の治水利用による目標対策量

# 大和川流域総合治水対策の「流域整備計画」で定められた対策量

◆流域整備計画では、奈良県と市町村をあわせて約180万 $m^3$ の貯留対策に取り組むことになっている。(最小必要量)



**奈良県と市町村の流域対策の最小必要量**

機関名	雨水貯留浸透施設対策量 (m <sup>3</sup> )	ため池治水利用対策量 (m <sup>3</sup> )	機関名	雨水貯留浸透施設対策量 (m <sup>3</sup> )	ため池治水利用対策量 (m <sup>3</sup> )
奈良市	14,610	310,500	田原本町	2,440	29,700
大和高田市	3,790	18,300	高取町	1,080	18,900
大和郡山市	5,410	71,700	明日香村	540	15,900
天理市	3,520	65,700	新庄町	1,080	22,500
橿原市	6,770	40,200	当麻町	810	17,500
桜井市	5,140	30,300	香芝町	2,710	55,300
御所市	4,060	48,900	上牧町	1,350	21,600
生駒市	5,410	62,700	王寺町	1,350	21,600
平群町	1,350	20,700	広陵町	1,900	32,400
三郷町	1,080	25,800	河合町	1,350	19,500
斑鳩町	1,630	29,700	大淀町	-	1,500
安堵町	540	9,400	小計	69,000	1,000,000
川西町	810	6,700	奈良県	50,000	700,000
三宅町	270	3,000	合計	119,000	1,700,000

合計181.9万 $m^3$

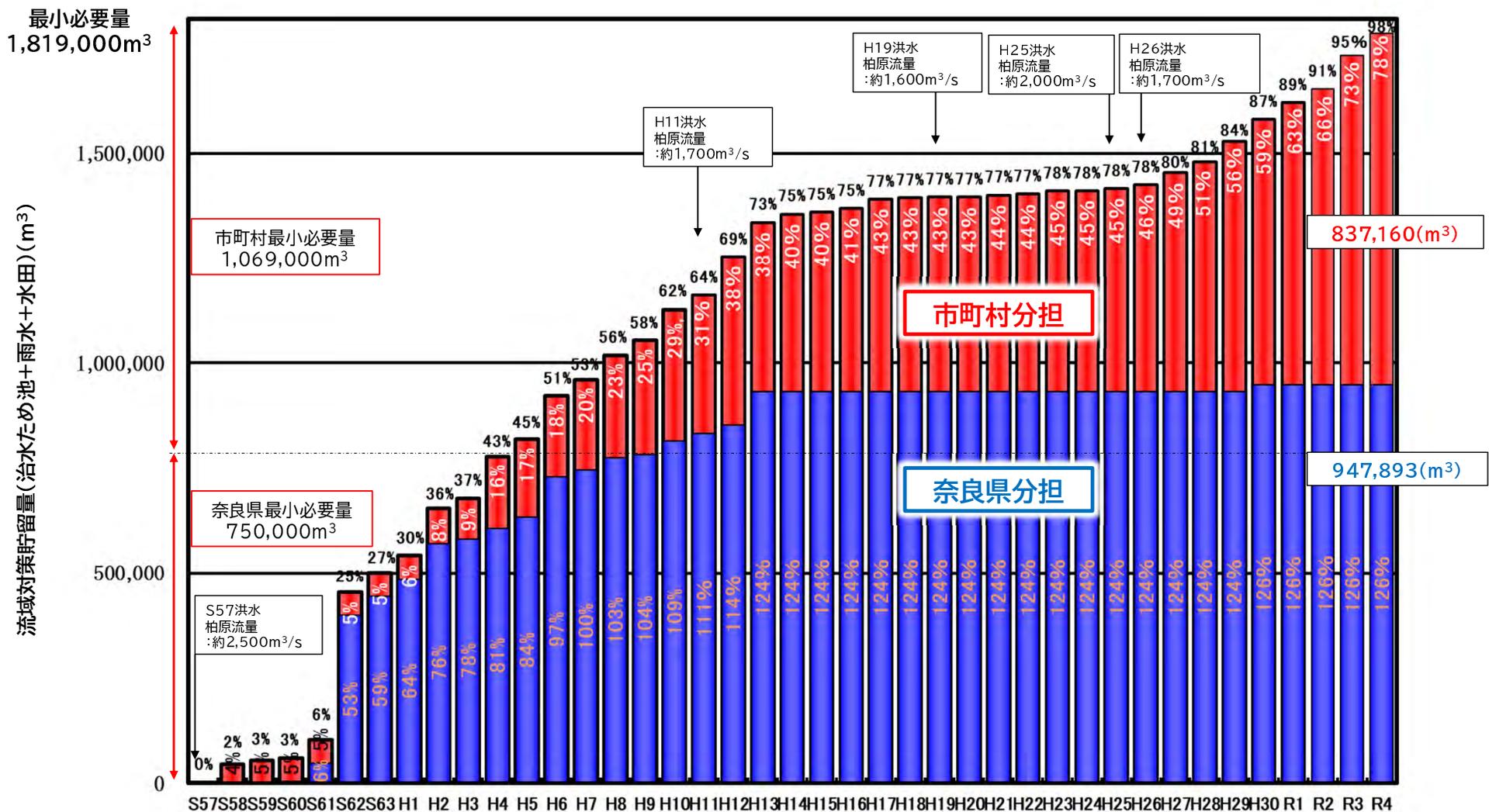
附則1 今後早急に検討するものについては、成案が出来次第、実施要領の変更により、具体的内容を組み込むものとする。

【大和川流域整備計画実施要領より】

# 大和川流域総合治水対策の「流域整備計画」で定められた対策量の進捗状況

- ◆ 令和5年3月末時点で、最小必要量の98%を達成
- ◆ 県は126%を達成、市町村は78%の達成にとどまっているものの、近年、市町村の対策率も伸びている

## 流域対策(ため池治水利用+雨水貯留浸透施設+水田貯留)の進捗状況



※ 水田貯留による対策量を含む

# 直近一年の進捗状況(前回報告時からの進捗率)

- ◆ 御所市、生駒市、平群町、高取町、広陵町が新たに「ため池治水」などの「貯める対策」を実施
- ◆ その結果、市町村全体の対策率は昨年度と比べて73%から78%に増加
- ◆ 一方、対策率が伸び悩む市町もあり、浸水被害の軽減に向けて引き続き貯める対策の推進が必要

市町村名	【C】 最小必要量 (m <sup>3</sup> )	ため池+雨水貯留+水田 (R4.3)		ため池+雨水貯留+水田 (R5.3)		直近一年の増加量 B-A 増加量 (m <sup>3</sup> )	直近一年の進捗率 (B-A)÷C×100 進捗率 (%)	取組状況 (R5.3現在)		
		【A】 対策雨量	対策率 (%)	【B】 対策雨量	対策率 (%)			ため池 治水利用	雨水貯留 浸透施設	水田貯留
奈良市	325,110	110,594	34.0	110,594	34.0			検討中	検討中	予定なし
大和高田市	22,090	27,812	125.9	27,812	125.9			予定なし	実施中	予定なし
大和郡山市	77,110	60,642	78.6	60,642	78.6			実施中	検討中	実施中
天理市	69,220	46,575	67.3	46,575	67.3			実施中	予定なし	予定なし
橿原市	46,970	54,294	115.6	54,294	115.6			予定なし	予定なし	予定なし
桜井市	35,440	16,444	46.4	16,444	46.4			予定なし	検討中	予定なし
御所市	52,960	29,730	56.1	32,810	62.0	3,080	5.8	検討予定	検討予定	予定なし
生駒市	68,110	30,170	44.3	75,170	110.4	45,000	66.1	実施中	実施中	予定なし
香芝市	58,010	38,607	66.6	38,607	66.6			検討予定	予定なし	予定なし
葛城市	41,890	50,289	120.1	50,289	120.1			実施中	予定なし	予定なし
平群町	22,050	39,223	177.9	41,021	186.0	1,798	8.2	予定なし	検討予定	予定なし
三郷町	26,880	46,396	172.6	46,396	172.6			予定なし	実施中	予定なし
斑鳩町	31,330	27,689	88.4	27,689	88.4			予定なし	実施中	予定なし
安堵町	9,940	37,076	373.0	37,076	373.0			検討予定	予定なし	検討予定
川西町	7,510	8,458	112.6	8,458	112.6			検討予定	予定なし	予定なし
三宅町	3,270	7,520	230.0	7,520	230.0			実施中	検討予定	予定なし
田原本町	32,140	40,810	127.0	40,810	127.0			実施中	実施中	検討予定
高取町	19,980	13,956	69.8	15,216	76.2	1,260	6.3	予定なし	予定なし	予定なし
明日香村	16,440	16,423	99.9	16,423	99.9			検討中	予定なし	予定なし
上牧町	22,950	11,450	49.9	11,450	49.9			実施中	予定なし	予定なし
王寺町	22,950	23,814	103.8	23,814	103.8			予定なし	検討中	予定なし
広陵町	34,300	14,378	41.9	16,440	47.9	2,062	6.0	予定なし	実施中	実施中
河合町	20,850	25,610	122.8	25,610	122.8			予定なし	実施中	検討予定
大淀町	1,500	6,000	400.0	6,000	400.0			予定なし	予定なし	予定なし
小計	1,069,000	783,960	73.3	837,160	78.3	53,200	5.0			
奈良県	750,000	947,893	126.4	947,893	126.4			予定なし	予定なし	予定なし
合計	1,819,000	1,731,853	95.2	1,785,053	98.1					

## 凡例(ため池+雨水貯留+水田)

<span style="background-color: #ff69b4; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 対策率:0%以上25%未満
<span style="background-color: #ffa500; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 対策率:25%以上50%未満
<span style="background-color: #90ee90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 対策率:50%以上100%未満
<span style="background-color: #008000; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 対策率:100%以上

## 凡例(取組状況)

<span style="background-color: #ff0000; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 予定なし	当面、検討の予定がないもの
<span style="background-color: #ffa500; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 検討予定	具体的な候補地は決まっていないが、今後、検討を行っていく予定のもの
<span style="background-color: #90ee90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 検討中	具体的な候補地が決まり、関係者と調整中または近々、調整を行う予定のもの
<span style="background-color: #008000; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 実施中	工事中または設計中 (関係者と概ね合意済み)
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	(対策率100%を超えている場合)

# 奈良県平成緊急内水対策事業の整備状況

令和6年1月31日  
奈良県

# 奈良県平成緊急内水対策事業の進捗状況

## 【奈良県平成緊急内水対策事業】

○内水による家屋の床上・床下浸水被害解消のため、100年に1度の大雨にも耐えるべく必要な貯留施設等を適地に整備する事業

## 【事業進捗状況】

○平成30年 奈良県平成緊急内水対策事業を開始(適地選考委員会で19地区21箇所を選定)

○令和元年 100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対する対策の検討を開始(適地選考委員会で19地区39箇所を選定)

⇒ 3地区 4箇所が完成

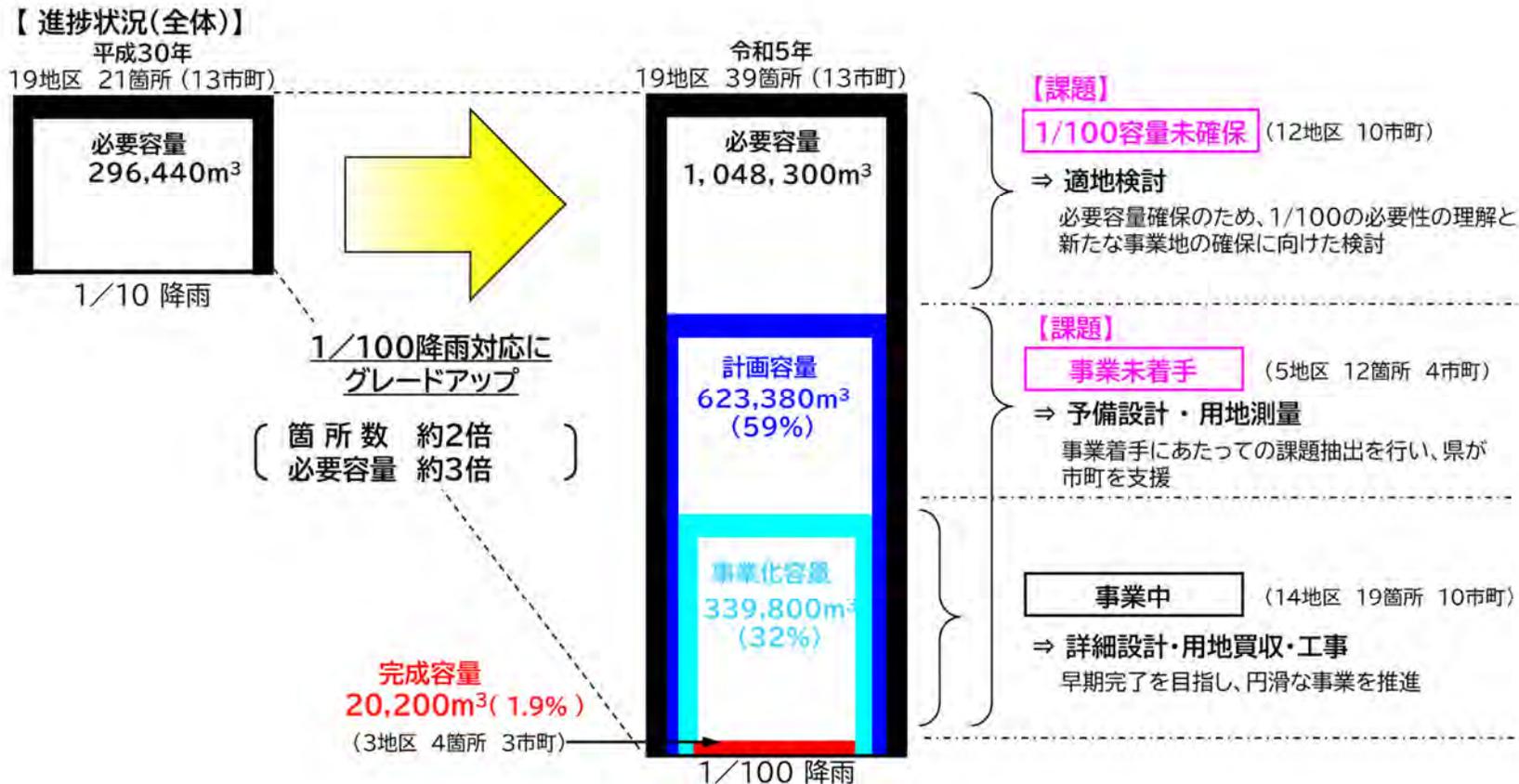
(田原本町[社会福祉協議会駐車場等雨水貯留施設][旧県水資材置場雨水貯留施設]・大和郡山市[小川町調整池]・御所市[今住流域貯留施設])

現在、14地区 19箇所 で事業化

## 【事業の推進に向けて】

○事業進捗の「見える化」を図り、地域の理解を促進(各地区における進捗状況の見える化、整備効果の共有)

○県が積極的に市町を支援し、事業進捗を後押し(技術的支援や財政的支援)



# 奈良県平成緊急内水対策事業の位置図

※ R5.12末時点

(事業化容量m3 / 必要容量m3) = 進捗率 %



8. 斑鳩町法隆寺南3丁目地区  
(4,500 / 22,000m<sup>3</sup>) 20%  
●法隆寺北流域貯留施設(4,500m<sup>3</sup>) R5工事着手

7. 三郷町勢野東5丁目地区  
(16,500 / 28,000m<sup>3</sup>) 59%  
●惣持寺調整池(16,500m<sup>3</sup>)

15. 王寺町葛下3丁目地区  
(32,700 / 46,200m<sup>3</sup>) 71%  
●(仮称)葛下流域貯留施設(32,700m<sup>3</sup>)

18. 広陵町大場地区 (43,600 / 111,600m<sup>3</sup>) 39%  
●広瀬川調整池(43,600m<sup>3</sup>)

16. 広陵町三吉地区 (32,500 / 24,100m<sup>3</sup>) 135%  
●馬見川左岸流域貯留施設(7,500m<sup>3</sup>) R5工事着手  
●馬見川右岸流域貯留施設(25,000m<sup>3</sup>)

17. 広陵町中地区 (30,000 / 23,200m<sup>3</sup>) 129%  
●古寺川調整池(30,000m<sup>3</sup>)

1. 大和高田市栄町地区 (1,700 / 4,200m<sup>3</sup>) 40%  
●高田土木事務所駐車場地下貯留施設(1,700m<sup>3</sup>)

2. 大和高田市磯野北町地区  
(0 / 3,600m<sup>3</sup>) 0%

5. 桜井市桜井地区  
(0 / 2,500m<sup>3</sup>) 0%

6. 御所市今住地区 (3,530 / 8,100m<sup>3</sup>) 44%  
●今住流域貯留施設(3,530m<sup>3</sup>)

3. 大和郡山市北郡山町地区 (3,270 / 11,400m<sup>3</sup>) 29%  
●小川町調整池(3,270m<sup>3</sup>)

19. 河合町長楽・川合地区 (42,000 / 94,600m<sup>3</sup>) 44%  
●川合流域貯留施設(42,000m<sup>3</sup>)

9. 川西町吐田地区 (0 / 334,800m<sup>3</sup>) 0%

4. 天理市庵治町地区 (88,000 / 97,000m<sup>3</sup>) 91%  
●庵治池(88,000m<sup>3</sup>)

10. 三宅町但馬地区(西) (0 / 81,000m<sup>3</sup>) 0%  
11. 三宅町但馬地区(東) (0 / 114,000m<sup>3</sup>) 0%

14. 田原本町富本地区 (5,700 / 5,700m<sup>3</sup>) 100%  
●飛鳥川東地区雨水貯留施設(5,700m<sup>3</sup>) R5工事着手

13. 田原本町小阪地区 (14,900 / 12,000m<sup>3</sup>) 124%  
●小阪地区雨水貯留施設(2,900m<sup>3</sup>)  
●寺川東地区雨水貯留施設(12,000m<sup>3</sup>)

12. 田原本町阪手南地区 (20,900 / 24,300m<sup>3</sup>) 86%  
●社会福祉協議会駐車場等(5,000m<sup>3</sup>)  
●旧水道資材置場雨水貯留施設(8,400m<sup>3</sup>)  
●阪手新池雨水貯留施設(6,700m<sup>3</sup>)  
●阪手児童公園雨水貯留施設(800m<sup>3</sup>)

**凡例**

(地図上) ○ 重点地区 (19)  
(施設名称前) ● 事業化箇所 (19)

← (赤枠) 進捗率0%の重点地区 (5)  
← (黒枠) 進捗率0%以外の重点地区 (14)

■ (青) 完成 (4)  
■ (緑) 工事中 (10)  
    うちR5工事着手 (3)  
■ (黄) 設計・用地交渉中等 (5)

- 前回の大和川流域水害対策協議会(R5.1)以降、御所市今住地区において今住流域貯留施設、田原本町阪手南地区において旧県水資材置場雨水貯留施設が完成
- 現在、7市町(大和高田市、天理市、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町、広陵町)の10地区において貯留施設等を施工中

R5.12末時点

**御所市  
今住地区**

計画容量  
3,530<sup>m<sup>3</sup></sup>



R5.3完成

今住流域貯留施設

**大和高田市  
栄町地区**

計画容量  
1,700<sup>m<sup>3</sup></sup>



R6年度完成予定

高田土木事務所駐車場地下貯留施設

**天理市  
庵治町地区**

計画容量  
88,000<sup>m<sup>3</sup></sup>



R6年度完成予定

庵治池

**三郷町  
勢野東5地区**

計画容量  
16,500<sup>m<sup>3</sup></sup>



R6年度完成予定

惣持寺調整池

**斑鳩町  
法隆寺南3地区**

計画容量  
3,500<sup>m<sup>3</sup></sup>



R6年度完成予定

法隆寺北流域貯留施設

**田原本町  
富本地区**

計画容量  
5,700<sup>m<sup>3</sup></sup>



R8年度完成予定

飛鳥川東地区雨水貯留施設

**王寺町  
葛下3地区**

計画容量  
32,700<sup>m<sup>3</sup></sup>



R6年度完成予定

(仮称)葛下川流域貯留施設

**広陵町  
中地区**

計画容量  
30,000<sup>m<sup>3</sup></sup>



R7年度完成予定

古寺川調整池

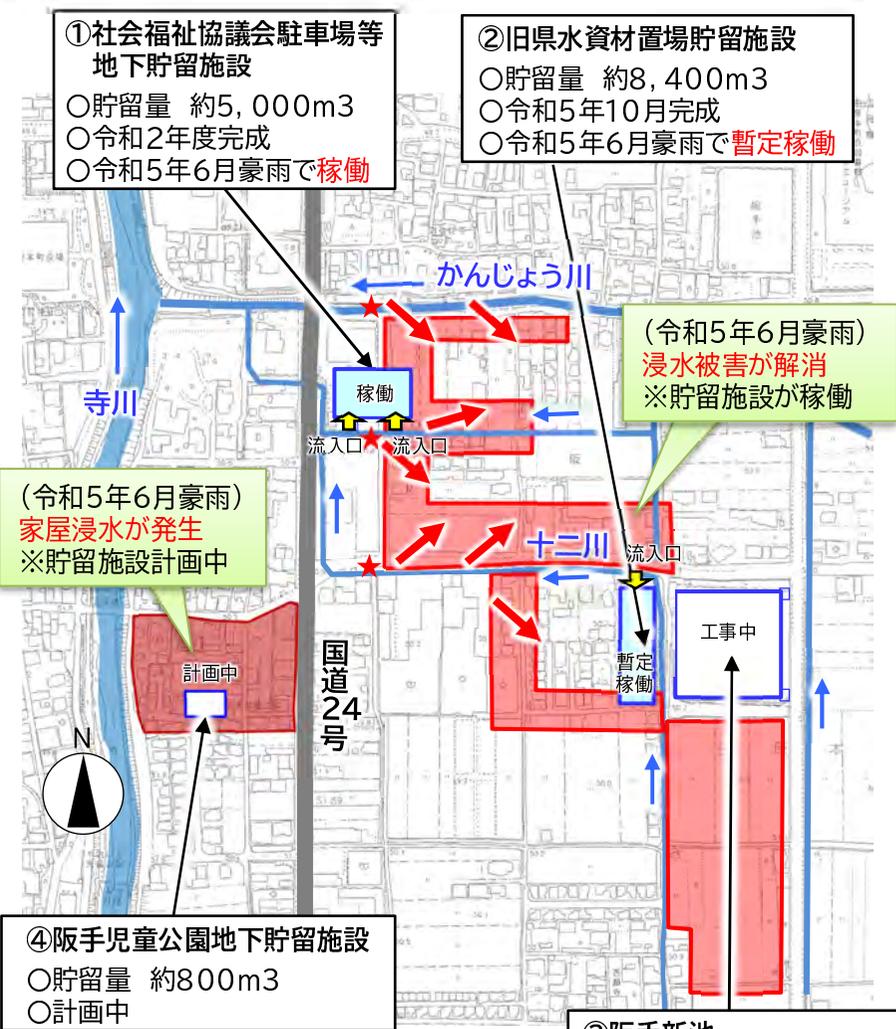
市町名	重点地区名	施設名	事業化容量 (供用済を含む)		計画容量 m <sup>3</sup>	必要容量 1/100	進捗率		進捗状況		
			施設容量 m <sup>3</sup>	地区容量 m <sup>3</sup>			計画容量に 対する割合 %	必要容量に 対する割合 %	設計・用地 交渉中	工事中	完成
			①	②	③	④	(2/3)	(2/4)			
大和高田市	①栄町	高田土木事務所駐車場地下貯留施設	1,700	1,700	10,200	4,200	17%	40%			○
	②磯野北町			0	2,000	3,600	0%	0%			
大和郡山市	③北郡山町	小川町調整池	3,270	3,270	3,800	11,400	86%	29%			○
天理市	④庵治町	庵治池	88,000	88,000	88,000	97,000	100%	91%			○
桜井市	⑤桜井			0	14,100	2,500	0%	0%			
御所市	⑥今住	今住流域貯留施設	3,530	3,530	3,530	8,100	100%	44%			○
三郷町	⑦勢野東5	惣持寺調整池	16,500	16,500	16,500	28,000	100%	59%			○
斑鳩町	⑧法隆寺南3	法隆寺北流域貯留施設	4,500	4,500	3,500	22,000	129%	20%			○
川西町	⑨吐田			0	54,000	334,800	0%	0%			
三宅町	⑩但馬(西)			0	35,800	81,000	0%	0%			
	⑪但馬(東)			0	71,200	114,000	0%	0%			
田原本町	⑫阪手南	社会福祉協議会駐車場等雨水貯留施設	5,000								○
		旧県水資材置場雨水貯留施設	8,400	20,900	13,750	24,300	152%	86%			○
		阪手新池雨水貯留施設	6,700							○	
		阪手児童公園雨水貯留施設	800							○	
⑬小阪	小阪地区雨水貯留施設	2,900	14,900	19,900	12,000	75%	124%			○	
	寺川東地区雨水貯留施設	12,000							○		
⑭富本	飛鳥川東地区雨水貯留施設	5,700	5,700	5,700	5,700	100%	100%			○	
王寺町	⑮葛下3	(仮称)葛下川流域貯留施設	32,700	32,700	32,700	46,200	100%	71%			○
広陵町	⑯三吉	馬見川左岸流域貯留施設	7,500	32,500	32,500	24,100	100%	135%			○
		馬見川右岸流域貯留施設	25,000							○	○
	⑰中	古寺川調整池	30,000	30,000	30,300	23,200	99%	129%			○
河合町	⑱大場	広瀬川調整池	43,600	43,600	113,000	111,600	39%	39%			○
		⑲長楽・川合	川合流域貯留施設	42,000	42,000	72,900	94,600	58%	44%	○	
13市町	19地区			339,800	623,380	1,048,300					

凡例 完成済 施工中

凡例 25%未満 50%未満 100%未満 100%以上

# 整備効果(田原本町阪手南地区) 令和5年6月2日豪雨

## 施設箇所図



- ①社会福祉協議会駐車場等地下貯留施設
    - 貯留量 約5,000m<sup>3</sup>
    - 令和2年度完成
    - 令和5年6月豪雨で稼働
  - ②旧県水資材置場貯留施設
    - 貯留量 約8,400m<sup>3</sup>
    - 令和5年10月完成
    - 令和5年6月豪雨で**暫定稼働**
  - ③阪手新池
    - 貯留量 約6,700m<sup>3</sup>
    - 工事中(令和7年度完成予定)
    - 暫定稼働寸前
  - ④阪手児童公園地下貯留施設
    - 貯留量 約800m<sup>3</sup>
    - 計画中
- 【凡例】
- 浸水域(平成29年10月豪雨)
  - ★ 溢水開始箇所
  - 溢水流向

## 整備効果

### 平成29年10月豪雨

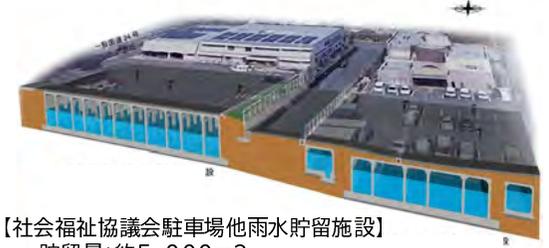
累加雨量が**166mm**の時点(20時前)で**浸水被害が発生**



【内水被害の状況】

### 令和5年6月2日豪雨

田原本町が整備した雨水貯留施設が**初めて稼働**  
 累加雨量で**176mm**を観測したものの、貯留施設の流域内では、**浸水被害が未発生**



【社会福祉協議会駐車場他雨水貯留施設】  
 貯留量:約5,000m<sup>3</sup>  
 令和2年度未完成

## 施設の稼働状況

### ①社会福祉協議会駐車場等地下貯留施設



### ②旧県水資材置場貯留施設

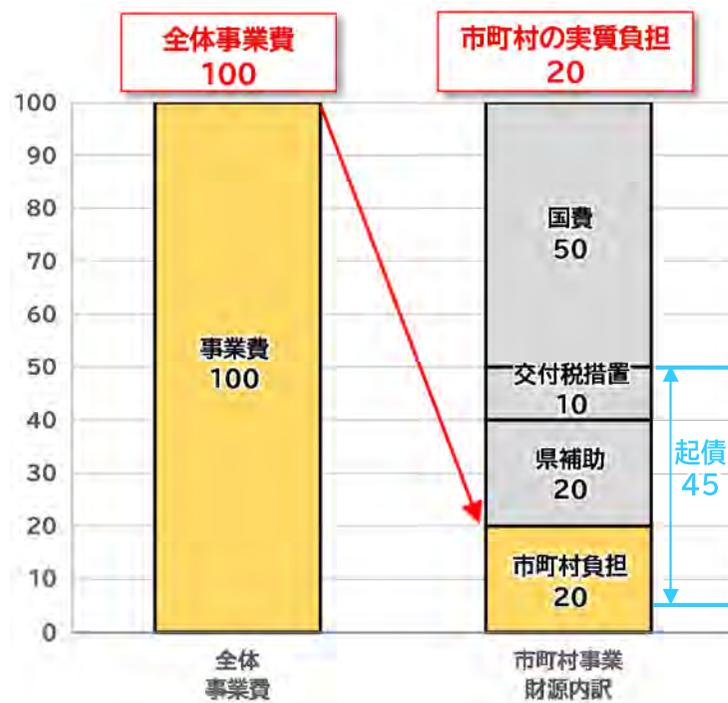


※緊急的に手動運転を実施。

# 奈良県平成緊急内水対策事業に『公共事業等債』を使った場合の負担イメージ

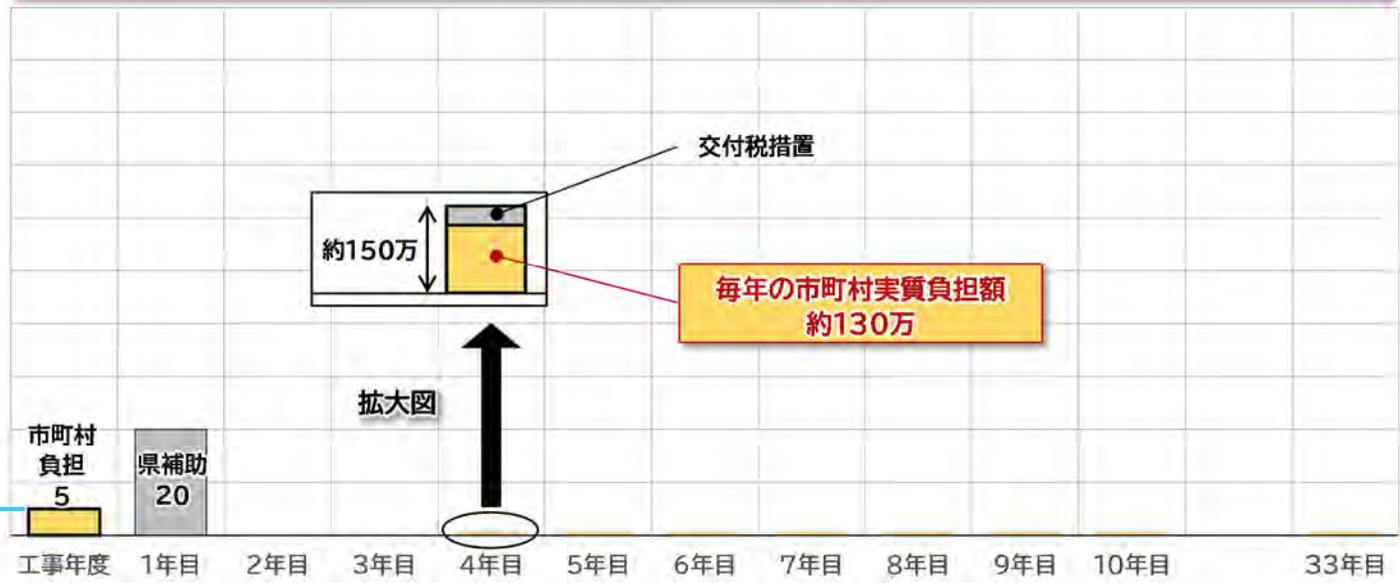
○奈良県平成緊急内水対策事業では、市町村の実質負担額は全体事業費の20%（県から翌年に一括補助）

## 事業費負担イメージ (平成緊急内水対策事業・公共事業等債を利用)



## 毎年の負担イメージ

- ✓ 例えば、全体事業費が1億の場合、市町村実質負担額は0.2億円 (1億×20%=0.2億)
  - ✓ 30年\*での返済を想定した場合、元本償還(1億×45%=0.45億)の年間負担額は約150万 (0.45億÷30年=約150万/年)
  - ✓ 交付税措置を加味した**毎年の市町村実質負担額は約130万**
- ※起債の種類(公共事業等債など)により、返済期間は異なります。



■奈良県平成緊急内水対策事業(国庫補助 1/2)

事業費 100		公共事業等債 45.0 (9/20)	
特定都市河川浸水被害対策推進事業 (国庫補助1/2)	国費	50.0 (1/2)	20.0 (1/5)
	市町村負担	20.0 (1/5)	10.0 (1/10)
財源	5.0 (1/20)	15.0 (3/20)	20.0 (1/5)
		25.0 (1/4)	20.0 (1/5)

交付税算入を除いた市町村の実質負担約20.0% (1/5)

← 当初3年間 据置き × 元本償還 (30年間) →

※元本の償還イメージであり、利子は含んでいません。  
 ※全体事業を1年間で実施した場合の返済イメージであり、実際の年度毎の負担とは異なります。

# 土地利用対策(区域の指定)について

令和6年1月31日  
大和川流域水害対策協議会

	目的	候補地の考え方	規制内容・支援制度・手続	
			関係法令等	指定権者
貯留機能保全区域	『氾濫をできるだけ防ぐための対策』  河川沿いの低地や窪地等、河川の氾濫に伴い侵入した水や雨水を一時的に貯留する機能を面的に有し、浸水の拡大を抑制する効用が発揮されている一団の土地は過去より農地等として地域社会の中で保全されてきており、将来にわたってその機能を維持していくことが望ましい。こうした <b>土地の区域が元来有している貯留機能を将来にわたって可能な限り保全</b> するため、盛土等の行為を事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行うことができる制度。	低地や窪地など現に遊水機能があり、将来に向けても、その遊水機能の保全が必要と考えられる区域（ただし宅地は区域から除外）  ※都市浸水想定区域の浸水区域 または 内水区域のうち、農用地を選定	<p style="text-align: center;"><b>盛土等の事前届出</b></p> <p>【規制内容】 ○<b>届出</b>…区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に<b>届出が必要</b> ○<b>助言</b>…届出に対して必要な助言または勧告をすることができる</p> <p>【支援内容】 ○固定資産税等の減税…貯留機能保全区域の指定を受けている土地について、市町村が条例を定めることで固定資産税及び都市計画税を減税する特例措置が適用できる。</p> <p>【区域指定に係る手続】 <b>土地の所有者の同意（書面）</b>、市町村長への意見聴取を経て<b>知事が指定</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>固定資産税の減免</b> (原則指定後3年)</p>
			<p>特定都市河川浸水被害対策法 第五十三条 (貯留機能保全区域の指定等) 河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県知事等は、(中略)当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。</p>	都道府県知事
浸水被害防止区域	『流域治水の計画・体制の強化』  流域一体的な対策を講じてもなお浸水被害が頻発する危険な地域等においては、水防法による警戒避難体制の整備のみでは高齢者等のよう配慮者の <b>生命・身体を保護することが極めて困難であり、生命・身体の保護のための必要最低限の開発規制、建築規制を措置</b> することができる制度。	都市浸水想定(昭和57年の大和川大水害相当)において、浸水深50cm以上(床上浸水)となる水害リスクがある区域をベースに、市町村の防災まちづくりの方向性が、都市的土地利用をせず「規制」により住民等の生命を保護しようとする区域 (貯留機能保全区域と重複させない)	<p style="text-align: center;"><b>開発規制・建築規制</b></p> <p>【規制内容】 ○<b>開発規制</b>…住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に洪水等に対する土地の安全上必要な措置を講じているか<b>事前許可が必要</b> (都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また、防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。) ○<b>建築規制</b>…住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為を対象に居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の<b>事前許可が必要</b></p> <p>【支援内容】 ○水災害リスクのより低い地域への居住誘導や住まい方の工夫に係る制度…居住者がまとまって集団で安全な地域に移転する制度が適用できる。また、既存建築物の居住者に対しても、個別住宅を対象とした移転や嵩上げ等の改修に係る財政支援を行う。</p> <p>【区域指定に係る手続】 ○公告・縦覧(書面)、市町村長への意見聴取を経て<b>知事が指定</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>移転・嵩上げ等の改修費補助</b></p>
			<p>特定都市河川浸水被害対策法 第五十四条 (浸水被害防止区域の指定等) 都道府県知事は、(中略)洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができる。</p>	都道府県知事

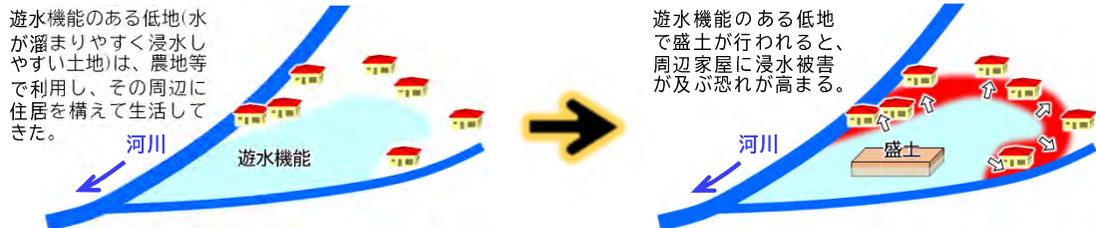
# 貯留機能保全区域の指定

## (1) 候補地の考え方

低地や窪地など現に遊水機能があり、将来に向けても、その遊水機能の保全が必要と考えられる区域（ただし、宅地は区域から除外）

※ 都市浸水想定区域の浸水区域または内水区域を候補地として選定

【遊水機能保全のイメージ】



## (2) 指定の進め方（案）

- 県が候補地を提示し、市町村が『まちづくりの方向性』や『地元情勢』等も踏まえ、指定する区域の選定を行う。次に、県と市町村が連携して土地所有者と調整を図ったうえで県が指定を行う。
- 地権者同意が得られる地域から順次指定を進め、住民の理解や意識醸成を図りながら区域指定の範囲を周辺へと拡大を目指す。
- 大和郡山市、川西町、田原本町などで先行して選定作業を進め、その他の市町村においては、区域指定に向けた調査を進めていく。

## (3) 指定後に必要となる手続き

**届出** 貯留機能保全区域に指定された区域内で、貯留機能阻害行為※1を行おうとする者は「届出」※2が必要（法第55条第1項）

### ◇届出が不要な行為

- ① 貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為（農林漁業を営む者が農林漁業を営むために行う土地の形質の変更）
- ② 貯留機能保全区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為
- ③ 非常災害のため応急措置として行う行為

**助言又は勧告** 貯留機能阻害行為を行おうとする者に対して、都道府県知事は必要に応じて「助言又は勧告」※3を行うことができる（法第55条第3項）

**罰則規定** 届出をしないで、又は虚偽の届出をして貯留機能阻害行為を行った者は30万円以下の罰金（法第86条第4項）

※1 盛土、塀の設置、止水壁その他の地表水の流れを妨げる物件の設置（倉庫、ビニールハウスや基礎を有する進入防止柵、太陽光発電、樹木の植樹等）

※2 行為に着手する日の30日前までに届出書及び計画図を都道府県知事に提出

※3 土地所有者は遊水機能の保全（貯留機能阻害行為を行わないこと）に同意したうえで区域指定が行われるが、盛土等の貯留機能阻害行為が禁止されるわけではない。助言・勧告に法的な拘束力はなく、自発的協力に委ねられる。

## 同意書（案）

奈良県知事 山下 真 様

私が所有する以下の土地について、特定都市河川浸水被害対策法第五十三条第一項の規定による貯留機能保全区域に指定されることに同意します。

- 1 ○○市○○町○○地先○ー○
- 2 ○○市○○町○○地先○ー○のうち○○㎡

令和○○年○○月○○日

氏名 ○○ ○○

住所 奈良県○○市○○町○○地先○ー○

記

当該土地における遊水機能の保全に努めること。

貯留機能保全区域指定後に貯留機能阻害行為（盛土、塀の設置、止水壁その他の地表水の流れを妨げる物件の設置等）を行うときは、特定都市河川浸水被害対策法第55条第1項に基づき、奈良県知事に届出を行うこと。ただし、以下の行為を除く。

※ 届出が不要な行為

- ① 貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為（農林漁業を営む者が農林漁業を営むために行う土地の形質の変更）
- ② 貯留機能保全区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為
- ③ 非常災害のため応急措置として行う行為

土地所有者は、当該土地に関し法律上保護される必要な権原を有している者に対し、同意内容について情報提供すること。

当該区域の土地の所有者が変更される場合であっても引き続き貯留機能保全区域としての効力を有するため、本制度の趣旨等が引き継がれるよう現所有者が新所有者に対して同意内容について情報提供を行うこと。

【届出時に提出が必要となる図面】

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
区域の位置図	区域の位置	1/2,500以上	
区域の現況図	区域の形状	1/2,500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
法第55条第1項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	1/2,500以上	
	当該行為により設置される物件の形状	1/2,500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
	当該行為により設置される物件の構造の詳細	1/500以上	
	当該行為を行った後の区域の形状	1/2,500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと

※表中で「区域」とあるのは全て貯留機能保全区域を指す

## (1) 候補地の考え方

都市浸水想定（昭和57年の大和川大水害相当）において、浸水深50cm以上（床上浸水）となる水害リスクがある区域をベースに、市町村の防災まちづくりの方向性が、都市的土地利用をせず「規制」により住民等の生命を保護しようとする区域

※ 同一箇所において、貯留機能保全区域と浸水被害防止区域は重複させない。

※ 浸水被害防止区域に指定された区域は、土砂災害特別警戒区域と同様に「レッドゾーン」となるが、指定にあたっての考え方は大きく異なっている。  
（以下、「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」を要約）

### 【土砂災害特別警戒区域】

土砂災害は局地的な範囲において突発的かつ強い衝撃力で襲い来るものであり、避難のための時間的余裕がないため、住民等の命が脅かされるおそれのある範囲を土砂災害防止法施行令等で定められた方法で計算し、**一律に指定する範囲が定まる制度**

### 【浸水被害防止区域】

水害は比較的避難時間を確保できるという特性を有しており、当該土地からの避難の確実性や容易性等によっては、必ずしも浸水被害防止区域に指定せず人命を守ることも可能。このため、法令や通知等で**一律に指定の基準を設けるのではなく、様々な地域の状況を十分に勘案し、地域が選択する制度**

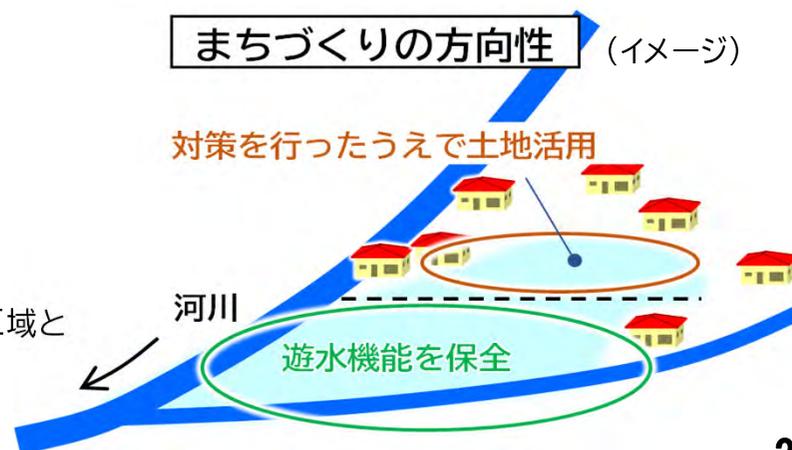
## (2) 指定の進め方（案）

- 「水害リスクのある区域※」において、市町村は『水害リスク』を踏まえた『まちづくりの方向性』のもと、県の助言を聴きながら「規制」以外の手法も考慮したうえで、浸水被害防止区域として指定すべき区域を選定、県が精査したうえで指定を行う。（水害リスクだけで一律に区域の指定は行わない）

※ 都市浸水想定（昭和57年の大和川大水害相当）において、浸水深が50cm以上となる区域

### <規制以外の手法>

- ・ 防災指針を含む立地適正化計画の作成
  - ・ ハード対策の実施
  - ・ 安全な避難体制の確保（避難路、避難体制）など
- 川西町、田原本町で先行して検討。その他の市町村も「防災まちづくり」の検討を進める。
  - 防災まちづくりの検討が進まない市町村においては、水害リスクのある区域を浸水被害防止区域として指定することを検討





# 雨水貯留浸透施設整備計画の認定について

令和6年1月31日  
大和川流域水害対策協議会

# 雨水貯留浸透施設整備計画の認定と 雨水貯留浸透施設の設置に要する民間事業者支援について

## 1. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定について

- 河川整備のみでは浸水被害の防止が困難な特定都市河川流域においては、流域のあらゆる関係者が一体となって雨水の河川への流出を抑制する効果のある雨水貯留浸透施設の整備を促進することにより、浸水被害の防止・軽減を図る必要
- 特定都市河川法改正により、特定都市河川流域における民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設置及び管理を促進するため、民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定制度が創設(法第11条)
- 民間事業者等による自主的な取組を積極的に誘導・後押しし、浸水被害の防止・軽減を図る

民間事業者から計画の認定申請があり、認定基準に適合する場合には、特定都市河川浸水被害対策法第12条に基づき、奈良県又は奈良市が計画の認定を行うことを検討

### 【雨水貯留浸透施設整備計画の認定を行うメリット】

流域のメリット	民間事業者のメリット
◎ 民間事業者による貯留対策の推進 (浸水被害の軽減)	◎ 特定都市河川浸水被害対策法等に基づく支援制度 (国、都道府県、市町村) ※都道府県の補助要綱策定や市町村条例の改正が必要
	◎ 企業の社会貢献 等

### 【国の認定基準の考え方】 ※各項目の詳細は今後検討

以下の(1)~(5)のすべてを満たす場合に認定する。

- (1) 雨水貯留浸透施設の規模 【法第12条第1項/施行規則第8条】
  - 雨水貯留浸透施設の総貯留量から法第30条に規定する雨水浸透阻害行為の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量の規模が 30m<sup>3</sup> 以上であること
- (2) 雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準 【法第12条第2項/施行規則第9条】
  - 堅固で耐久力を有する構造であること
  - 機能を維持するために必要となる排水その他必要となる設備が設けられていること
- (3) 資金計画 【法第12条第3項】
- (4) 雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準 【法第12条第4項/施行規則第10条】
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理の期間 【法第12条第5項/施行規則第11条】
  - 調整池の管理期間が10年以上であること

## 2. 雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の民間事業者への支援について

法第16条に基づき、認定事業者に対し国と都道府県知事は予算の範囲内において、雨水貯留浸透施設整備費用の一部を補助することができる

### 【国の補助基準の考え方】

- ① 特定都市河川流域内において認定された雨水貯留浸透施設の整備であること
- ② 概ね10年以内に整備が完了する見込みであること
- ③ 設置に要する費用のうち、総貯留量から対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量分の費用について、予算の範囲内において国は1/2、都道府県等は概ね1/4を補助(指定区間内においては、都道府県等が補助を行う場合に限る)

### 認定基準と補助制度のイメージ

